

かごしま トラック情報

2018 8
SUMMER
No.469

Kagoshima truck information



第36回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会

主な内容

TOPICS

平成30年度第3回理事会
平成30年度第3回正副会長会
平成30年度第1回労働・安全・環境対策委員会
平成30年度第2回人財・広報特別委員会
平成30年度第1回トラビジョン21委員会
トラック運送事業者のための人材確保セミナー
など

お知らせ掲示板

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の
公布のお知らせ
国の各種助成事業のご案内 など

情報ボックス

運行管理者試験対策事前講習会のご案内
交通安全セミナーのご案内

など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

掲示用

飲酒運転の根絶に向けて!!

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会 「飲酒運転防止対策マニュアル」活用を

図1 車籍地別飲酒運転事故件数

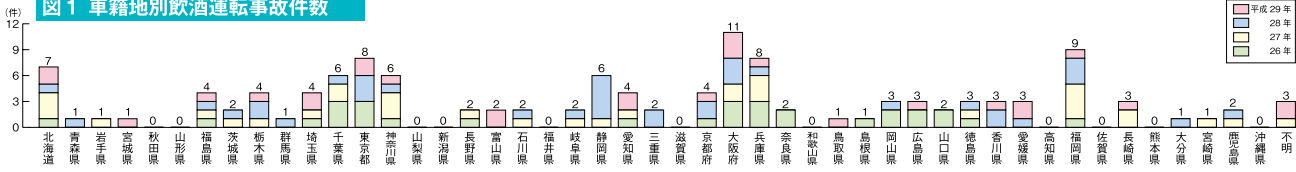


図6 点呼の実施とアルコール検知器の使用

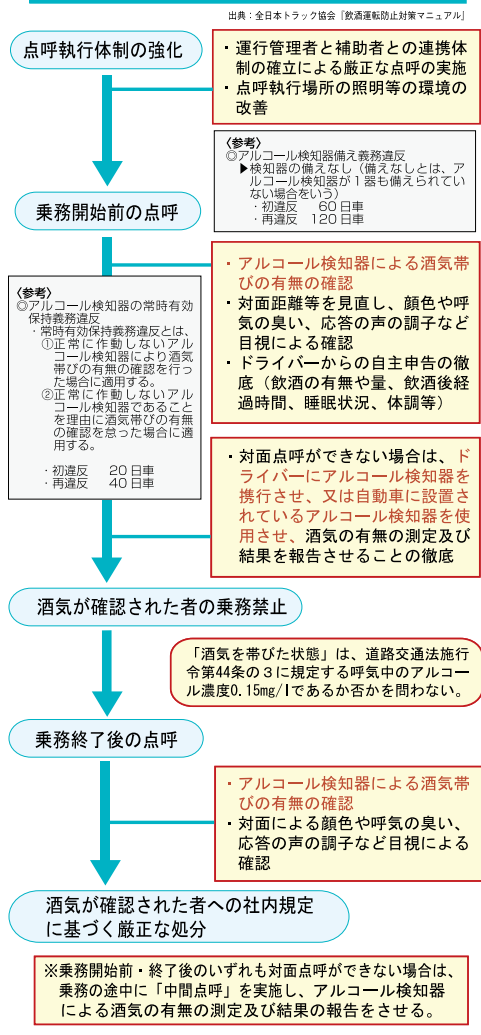


図2 事業用トラック飲酒運転及び事故件数の推移

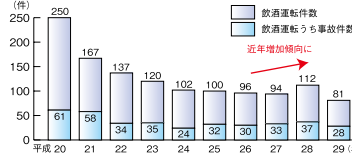


図3 事業用トラック人身事故及び死者数の推移

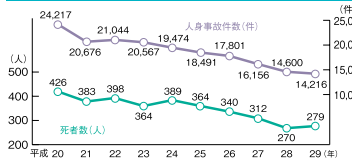


図1、2、3の出典：警察庁「交通事故統計」および(公財)交通安全総合分析センター「交通統計」



「飲酒運転防止対策マニュアル」は全トラック協会の協賛により、全国のトラックドライバーに活用されています。

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまだにあつてはなりません。酔いつぶれ、酒気帯びなどの飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者やその家族に被害を及ぼすだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合には事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすこととなります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼のアルコールチェックの徹底が欠かせません。このため、全日本トラック協会が策定した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用するとともに、点呼時におけるアルコールチェックを励行し、アルコール検知器の正しい運用が求められます。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介します。

事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数は、29年(平成29年)は、平成24年(平成24年)と比較して減少傾向にあり、29年は最少となり、28年(平成28年)に増加したことが、28年には77件の事故が発生、過去5年間で最も多くなりました。

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数は、29年(平成29年)は、平成24年(平成24年)と比較して減少傾向にあり、29年は最少となり、28年(平成28年)に増加したことが、28年には77件の事故が発生、過去5年間で最も多くなりました。

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数は、29年(平成29年)は、平成24年(平成24年)と比較して減少傾向にあり、29年は最少となり、28年(平成28年)に増加したことが、28年には77件の事故が発生、過去5年間で最も多くなりました。

飲酒運転には厳しい罰則

飲酒運転による事故が頻発すると、ドライバーの責任が問われ、罰則が科せられる場合があります。また、飲酒運転による事故は、深刻な事態を引き起こす可能性があります。飲酒運転による事故は、深刻な事態を引き起こす可能性があります。飲酒運転による事故は、深刻な事態を引き起こす可能性があります。

図4 飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

酒酔い運転

- 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
- ※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき0.25mg以上	2.5点	免許取消し(資格剥奪)
呼気1リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満	1.3点	免許停止

※上記の行政処分は、いずれも前罰が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

危険運転致死傷罪

飲酒運転を行い死傷事故を起こして危険運転致死傷罪(注)が適用されると

- 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
- 負傷事故 → 15年以下の懲役

(注)自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条の危険運転致死傷罪の場合

自動車運転過失致死傷罪

危険運転致死傷罪が適用されなくても、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

- 7年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金

図5 飲酒運転に対する行政処分

事業停止 車両使用停止処分

運転者が飲酒運転をした場合

- 初違反 100日車
- 再違反 200日車

※上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

- 違反事業所に対して 3日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

- 違反事業所に対して 7日間の事業停止

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

- 違反事業所に対して 14日間の事業停止

かごしま トラック情報

2018
SUMMER

No.469

CONTENTS

TOPICS

平成30年度第3回理事会	2
平成30年度第3回正副会長会	
平成30年度第1回労働・安全・環境対策委員会	3
平成30年度第2回人材・広報特別委員会	
平成30年度第1回トラビジョン21委員会	4
トラック運送事業者のための人材確保セミナー	
平成30年度交通労働災害防止担当管理者等研修会	5
ダンブ部会要望活動(大隅地区ダンブ部会)	
第36回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会	6

お知らせ掲示板

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布のお知らせ	7
国の各種助成事業のご案内	
トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン	8
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要	12
自動車運送事業の「ホワイト経営」認証制度の創設について	15
トラック輸送における省エネ化推進事業(車両動態管理システムの導入支援による実証)のご案内	16
「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正のお知らせ	19
厚生労働省実施「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査」のお知らせ	
時間外労働等改善助成金のお知らせ	20
国際海上コンテナ輸送を行う事業者の皆様へのご協力をお願い	22
STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	24
夏季の省エネルギーの取組をお願い	26
平成30年度運行管理者等基礎講習のご案内	27
平成30年度運行管理者等一般講習のご案内	28
整備管理者「選任後」研修のご案内	30
平成30年度第2四半期におけるセーフティネット保証5号再指定のお知らせ	32
「準中型自動車運転免許制度の新設に伴う運転免許種別確認用バンフレット」のお知らせ	

情報ボックス

運行管理者試験対策事前講習会のご案内	33
交通安全セミナーのご案内	34
平成30年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金のご案内	36
平成30年度中央近代化基金「燃料費対策特別融資」公募のご案内	38
平成30年度中央近代化基金「補完融資」公募のご案内	39
平成30年度「トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナー」開催のご案内	40
第14回ベストエコドライブ・コンテスト開催のお知らせ	42
安全装置及びドライブレコーダ導入促進助成事業に係る全ト協対象機器追加等のお知らせ	45
入退会紹介	
平成30年度中小企業大学校受講促進制度及びトラック運送業に特化した研修のご案内	46

適正化だより

平成30年度6月 巡回指導結果	50
-----------------	----

Gマークだより

	51
--	----

支部・部会だより

支部・部会開催状況	52
-----------	----

資料データ

過積載違反の取締り状況・苦情内容	54
鹿児島県内における交通事故の発生状況	55
軽油価格調査報告	56

協会の動き(平成30年7月)

	57
--	----

お知らせカレンダー(平成30年8月)

	58
--	----

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

	59
--	----

陸災防情報

第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会	60
陸運事業場の安全衛生ご担当者様へ荷役災害防止研修会のご案内(ロールボックスパレット・テールゲートリフターの安全作業)	61
業務災害補償制度のお知らせ	62
鹿児島県内における労働災害の発生状況(6月末現在)	64

平成30年度第3回理事会

月日 平成30年7月5日(木)

場所 ホテル・レクストン鹿児島

理事18名、監事4名、顧問1名、オブザーバー1名が出席し、下記事項について協議・報告しました。



(決議事項)

- ・ 国、県等に対する要望事項について
- ・ 第23回全国トラック運送事業者大会について

(報告事項)

- ・ 今後の主要行事等について
- ・ 平成30年度物流セミナーについて
- ・ 第8回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会について
- ・ 平成30年度第1回磯新駅検討調査に関する協議会について
- ・ 各種助成金について
- ・ 会員の入退会について
- ・ 委員会報告

上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。

平成30年度第3回正副会長会

月日 平成30年7月5日(木)

場所 ホテル・レクストン鹿児島

正副会長4名が出席し、下記事項について協議しました。

(協議事項)

- ・ 当面の諸課題について



平成30年度 第1回労働・安全・環境対策委員会

月日 平成30年7月20日(金)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 9 名が出席し、下記事項について協議しました。

(議 題)

- ・平成 30 年度事業計画及び事業経過報告について（労働・安全対策事業及び環境エネルギー対策事業）
- ・その他

各種セミナーの開催やベストエコドライブ・コンテストの進め方等について検討しました。



平成30年度 第2回人財・広報特別委員会

月日 平成30年7月26日(木)

場所 鹿児島サンロイヤルホテル

委員 8 名が出席し、下記事項について協議しました。

(協議事項)

- ・平成 30 年度事業計画及び事業経過報告について
- ・新規事業の検討について

平成 30 年度の事業経過報告をし、新規事業について検討しました。



平成30年度 第1回トラビジョン21委員会

月日 平成30年7月9日(月)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 9 名が出席し、下記事項について協議しました。

(協議事項)

- ・平成 30 年度事業計画及び事業経過報告等について
- ・環境出前講座について

環境出前講座で使用する教材等について見直しを行い、引き続き協議していくこととなりました。



トラック運送事業者のための 人材確保セミナー

月日 平成30年7月26日(木)

場所 鹿児島サンロイヤルホテル

■目的

トラック運送業界では、人材確保対策が喫緊の課題であることから、ドライバー等の確保・定着の参考となるセミナーを開催。

■受講者数 71 名

■内容

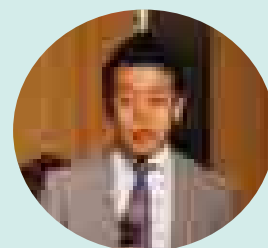
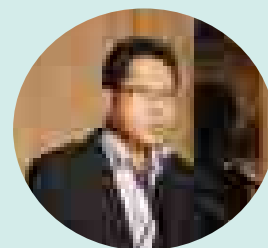
【第一部】 テーマ：「鹿児島県内の運輸事業等の求人・求職状況と求人にあたっての注意点について」

講師：鹿児島労働局 職業安定部 職業安定課
課長補佐 高崎 雅英 氏

【第二部】 テーマ：「人が集まる・集める物流企業の創り方 ～ドライバー採用成功事例大公開～」

- ・今の時代に有効な募集方法とは
- ・毎月コンスタントに 20 名以上応募がある中小運送会社の取り組み事例
- ・応募のないハローワーク求人票の書き方はここが間違っている！

講師：船井総研ロジ株式会社 物流ビジネスコンサルティング部
部長／エグゼクティブ経営コンサルタント 河内谷 庸高 氏



平成30年度交通労働災害防止担当管理者等研修会

参加者

平成30年6月22日(金) 鹿児島県トラック研修センター 93名
平成30年6月27日(水) 大隅地区トラック研修センター 34名

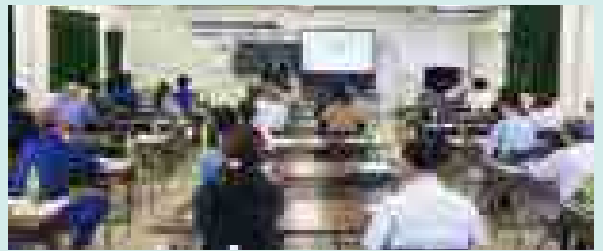
講師

鹿児島労働局 労働基準部 健康安全課
主任地方産業安全専門官 西野 健二 氏
鹿児島県警察本部 交通部交通企画課
企画調査係長 東野 豊 氏
鹿児島運輸支局 輸送・監査部門
輸送企画専門官 下堂園 昭信 氏



内容

黙とう
陸災防支部長あいさつ
労働災害防止対策等について
本県の交通事故情勢と交通事故防止対策
監査関係法令等の改正と監査での指摘事項等
について



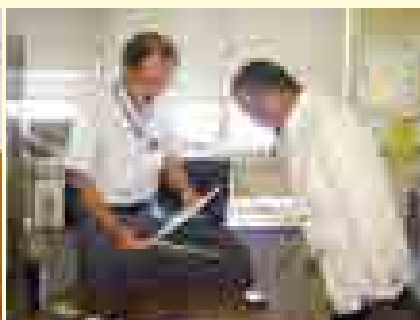
ダンプ部会要望活動 (大隅地区ダンプ部会)

月日 平成30年7月12日(木)、19日(木)

場所 鹿児島県大隅地域振興局建設部他

内容

大隅地区ダンプ部会(福沢部会長)は7月12日及び19日の両日鹿児島県大隅地域振興局建設部他12行政機関に公共工事に伴う土砂等運搬に関する要望書を提出し、ドライバー不足などについて理解を求め、下半期に集中する工事の年間を通じた発注の平準化を要望しました。



第36回トラックドライバー・ コンテスト鹿児島県大会

月日 平成30年7月8日(日)

場所 鹿児島県トラック研修センター

■目的

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

■後援

鹿児島運輸支局、鹿児島県警察

■入賞者

	11 トン部門	4 トン部門	トレーラ部門	女性部門
第1位	江平 健人 日本通運(株) 鹿児島支店	高山 寛之 九州西濃運輸(株) 加治木支店		馬場園 五月 ヤマト運輸(株) 鹿児島主管支店
第2位	脇田 裕之 ヤマト運輸(株) 鹿児島主管支店	川北 敦博 九州西濃運輸(株) 鹿児島支店		橋本 幸子 日本郵便輸送(株) 九州支社鹿児島営業所
第3位	室屋 正裕 (株)ランテック 鹿児島支店	小河 翔太 (株)シンクラン 鹿屋営業所		

実施要綱に基づき（全国大会出場者は、各部門を通じ同一事業者から1名に限る）により、11 トン部門は江平健人さん（日本通運(株)鹿児島支店）、4 トン部門は高山寛之さん（九州西濃運輸(株)加治木支店）、女性部門は馬場園五月さん（ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店）の3名が10月27日～28日に茨城県ひたちなか市の安全運転中央研修所で開催される全国大会へ出場することになりました。全国大会でのご活躍を期待します。



自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布のお知らせ

今般、国土交通省自動車局整備課長より通達が発出されました。

今回の改正は、昨年10月岡山県の中国自動車道でのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、車両総重量8トン以上のトラックにスペアタイヤ等に関することを定期点検の3ヶ月毎の点検項目に追加するとともに、整備管理者の研修について、地方運輸局長からの通知を廃止し、整備管理者に定期的（2年に1度）に研修を受講させることとするなど、関係省令及び告示について所要の改正が行われましたのでお知らせします。

詳細は、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について（国土交通省）

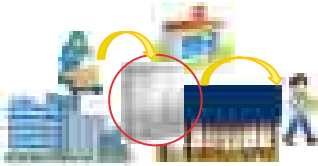
国の各種助成事業のご案内

自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）について、長時間労働を是正するための環境整備やインセンティブ・抑止力の強化を目的とした施策が講じられています。詳細は、各省庁のホームページをご覧ください。

宅配便の再配達削減のためのオープン型宅配ボックスの普及拡大

H30 1,765百万円の内訳（一部削減）

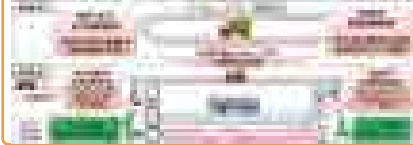
- 宅配便再配達はCO2排出量増大及びトラックドライバーの配達ロスの観点から課題であることから、平成29年度に駅やコンビニ等の公共スペースにおいて、特定の会社でなくとも利用できるオープン型宅配ボックスの導入を支援。
- 平成30年度はオープン型宅配ボックスの普及拡大のため、主に地方部におけるオープン型宅配ボックスのCO2削減効果ポテンシャルや導入メリット等を整理し、設置に係るガイドラインを策定。
- さらに、複数の事業者がオープン型宅配ボックスを共同利用できるように情報処理システムのネットワーク化を支援。



物流総合効率化法の枠組みを活用した物流の効率化等

H30 40百万円（継続）

- 物流総合効率化法により、2以上の者の連携により物流の省力化・効率化を図り、環境負荷低減にもつながる優良な取組（路線バスによる貨客混載・共同配送等）を認定（71件）



トラック事業における働き方改革の推進に向けた取組

H30 101百万円（継続）

- 事業者と荷手の連携による働き方改革・生産性向上を推進するため、物流コンサルタント等の有識者によるコンサルティングを活用し、実証実験を実施。実験の成果を活かして、将来の自律的な取組の普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。



ダブル連結トラックの車両導入に向けた特車許可基準の見直し等

H30 1,667,694百万円の内訳（継続）

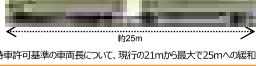
- 平成28年11月より、新東名を中心とするフィールドでダブル連結トラックの実験を推進し、平成30年度の本格導入を目指す。

現在 通常の大型トラック



約12m

その後 ダブル連結トラック・1台で2台分の輸送が可能



約25m

特車許可基準の車両長について、現行の21mより最大で25mへの緩和を検討



走行中のダブル連結トラック（25m車両）

時間外労働等改善助成金（仮称）の拡充・利用促進

H30 3,502百万円（新規）

- 時間外労働の上限規制の適用に向け、自動車の運転業務に係る長時間労働の是正が課題。
- このため、平成30年度には、企業における時間外労働の削減等の取組を支援するため、中小企業事業主がその取組に要した費用の一部を助成する制度を拡充するとともに、その利用を促進する。

助成金活用事例

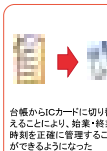
労務管理用機器、労務管理用ソフトウェアの導入例

始業・終業時刻は従業員が台帳に手書きで記録していたため、管理上のミスが多かった

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、まずは労働時間管理の適正化を図りたい！

ICカード及び管理・集計ソフトを導入

始業・終業時刻の正確な把握が業務量の平準化を可能とし、時間外労働の削減につながった



労働者の運転免許取得のための職業訓練への支援制度の利用促進

H30 40,933百万円（継続）

- 第二種運転免許、大型免許の取得等のための職業訓練に対する助成金の利用促進を実施。

計画に沿って職業訓練を実施する事業主に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

都道府県労働局・ハローワーク

① 訓練計画作成・提出

② 訓練実施

③ 支給申請

④ 支給



事業主

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン

全日本トラック協会において、トラックドライバーの長時間労働の抑制と職業としての魅力向上を目的に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」が策定されました。

本アクションプランでは、トラックドライバーの長時間労働の是正と処遇改善、労働条件の改善等を基本方針とし、罰則付き時間外労働規制の適用が開始される見込みの2024年度に時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合が「ゼロ」となるよう目標が設定されています。

その内容としては、(1)「労働生産性の向上」として、荷待ち時間、荷役時間の削減や高速道路の有効利用等、(2)「運送事業者の経営改善」として、ドライバーの処遇改善や経営基盤の強化、(3)「適正取引の推進」として、書面化等の推進、適正運賃・料金の收受等、(4)「多様な人材の確保・育成」として女性や高齢者、若年労働者を含む従業員が働きやすく、働き甲斐のある職場・会社づくり、を4本柱とする取組を推進するものです。

全日本トラック協会ホームページに概要版が掲載されていますので、ご活用ください。

トラック運送業界の働き方改革 実現に向けたアクションプラン 【概要版】

- トラック運送業界では長時間労働等を背景にドライバー不足が深刻化しており、将来の担い手確保のためにも、働き方改革は喫緊の課題です。
- 政府では平成29年8月にトラック・バス・タクシーの働き方改革の「直ちに取り組む施策」を取りまとめており、これを受けて、業界としても主体的に働き方改革を推進するため、全ト協はトラックドライバーの長時間労働の抑制と職業としての魅力向上、人手不足対策のための働き方改革アクションプランを策定しました。

I. 基本方針

1. 罰則付き時間外労働の上限規制に対応するため、長時間労働を是正します。
2. 若年労働者を確保し、優秀な人材を業界に呼び込むため、ドライバーの処遇、労働環境、労働条件の改善に努めます。
3. 物流条件の調整やコスト負担等についての理解促進をはかるため、国や荷主を含めた関係者と緊密なコミュニケーションをとります。
4. 場当たりの対策ではなく、目標達成に向け途切れることなく取り組みます。
5. 全ト協、地方ト協、適正化事業実施機関等、業界団体も一丸となって取り組みます。
6. 社会に貢献するトラック輸送サービスを維持・強化するため、荷主や関連する業界とともに、ライフラインとしての責務を未来に向けて継続するための行動を速やかに起こします。

II. 達成目標

目標：時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

平成33（2021）年度（施行後3年目）	25%
平成34（2022）年度（施行後4年目）	20%
平成35（2023）年度（施行後5年目）	10%
平成36（2024）年度（適用開始年度）	0%

※ 本アクションプランのスケジュールは、平成31年4月に改正労働基準法が施行され、それから5年猶予の後の平成36年4月から自動車の運転業務に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを前提としています。また月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ（25%→50%）の中小企業への適用については平成35年4月に施行されることを前提としています。

Ⅲ. 取り組み内容

トラック運送業界は、長時間労働の抑制とトラックドライバーの職業としての魅力向上のため、「労働生産性の向上」「運送事業者の経営改善」「適正取引の推進」「多様な人材の確保・育成」を柱としたアクションプランを策定し、業界・企業の総力を結集して実行していきます。

1. 労働生産性の向上

項目	具体的な取り組み内容・要望等
荷待ち時間、荷役時間の削減	<ul style="list-style-type: none">荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用、時間管理の徹底に努める物流条件の調整にむけて、発荷主・着荷主等関係者の協力が必要荷役アシスト機器、ITを活用したトラック予約受付システム等の導入助成、荷主以外の倉庫等の都合による待機時間の削減等を要望
高速道路の有効活用	<ul style="list-style-type: none">適切な運行計画づくりに努める営業用トラックが高速道路を利用しやすい環境の整備（道路ネットワーク、高速道路料金割引制度の充実等）を要望
市街地での納品業務の時間短縮	<ul style="list-style-type: none">納品業務の共同化を推進する市街地における貨物車駐車対策の見直し、物流に配慮した都市内インフラの整備等を要望
中継輸送の拡大	<ul style="list-style-type: none">長距離運行を行うトラック運送事業者での中継輸送促進に努めるSA・PA等を中継拠点として利用しやすくする対策、事業協同組合等の機能を活用した中小事業者同士の連携推進

2. 運送事業者の経営改善

項目	具体的な取り組み内容・要望等
ドライバーの処遇改善	<ul style="list-style-type: none">全産業並みの賃金水準の実現、給与体系の見直し、週休2日制の導入、年次有給休暇取得促進に努める
経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">経営規模の拡大、賃金アップを見込んだ原価計算、運賃・料金の設定、デジタコ等を活用したドライバーと運行効率の管理、労働時間管理、労働時間削減目標の設定、IT点呼、受委託点呼等の管理スタッフ（事務職）の働き方改革に努めるデジタコ装備率を高めるためデジタコ及びデジタコ管理・解析ソフトを含めた購入費についての補助等、IT点呼、受委託点呼の要件緩和を要望

Ⅲ. 取り組み内容

3. 適正取引の推進

項目	具体的な取り組み内容・要望等
書面化、記録化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 契約の書面化、荷待ち時間の記録、新標準運送約款に準拠した料金体系への転換に努める
適正運賃・料金の収受	<ul style="list-style-type: none"> 全産業平均と同程度の年収を担保する労務費、法定福利費、納税や再投資等を前提とした原価計算の実施、原価計算スキルの向上に努める 原価意識向上に役立つセミナーの実施、マニュアルの普及、適正運賃・料金収受、過重労働排除を目的とした啓発資料の作成、荷主勧告制度、物流特殊指定等への理解促進等を要望
多層化の改善	<ul style="list-style-type: none"> 元請トラック運送事業者の機能・役割の強化、下請トラック運送事業者での原価計算励行・受託条件の適正化に努める
コンプライアンス経営の強化	<ul style="list-style-type: none"> 適正化事業実施機関による巡回指導の拡充強化を通じ、悪質・不適格事業者の把握に努める 運輸支局等と連携した厳格な指導の徹底、優良事業者に対するインセンティブ付与、ホワイト経営の見える化、新規参入事業者のコンプライアンス強化等を要望

4. 多様な人材の確保・育成

項目	具体的な取り組み内容・要望等
女性・高齢者も働きやすい職場・会社づくり	<ul style="list-style-type: none"> 省力機器の導入、手荷役の見直し、休憩室、男女別の着替えロッカー、女子専用トイレ、パウダールーム、育児休業制度、子育て環境の整備等、幅広い視点から職場環境改善に努める 短時間勤務でも可能な業務の創出、ワークライフバランスを推進
働き甲斐のある職場・会社づくり	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のスキルアップ、キャリアアップが可能となる教育・人事制度、資格取得の奨励、キャリアパスの仕組みづくりに努める
若年労働力確保に向けた取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> 新卒者の採用増に向けて、賃金水準の改善、休日の増加等、若者にとって魅力的な雇用条件を整える インターンシップ、地域貢献等を通じて業界に興味をもってもらう、新卒入職者の免許・資格の取得に係る支援を強化する 若年労働力確保対策に重点を置いた支援制度の拡充・創設等を要望

IV. 着実に実行し、より大きな効果を上げるために

フォローアップ

1. モニタリングの仕組みの確立

本アクションプランが着実に遂行され効果を上げているかどうか、進捗確認するための仕組みと体制を構築します。特に、労働時間の短縮が賃金の低下につながればトラックドライバーの職業的魅力は一層低下することから、労働時間と賃金を併せてモニタリングします。

2. 優良事例のPR

「労働生産性の向上」「トラック運送事業者での経営改善」「適正取引の推進」「多様な人材の確保育成」等の各分野での先進的な取り組み、目覚ましい効果の確認された取り組みを優良事例として収集します。また成功の秘訣となる要素を抽出・整理し、全国の中小トラック運送事業者に普及するようPRします。

3. PDCA

上記より得られた情報を基に、計画の進捗状況の確認・見直しを行います。必要に応じてアクションプランを修正し、より高い目標(一般則の規制水準)のできるだけ早期の達成に向けた取り組みに繋がります。

何よりも、関係者の協力が必要です

トラック輸送は、我が国の産業・経済活動の基盤であり、日々の暮らしになくてはならないものです。そのため、トラック運送業界での働き方改革は「社会の仕組みを見直す取り組み」でもあります。

我々トラック運送事業者は自らの使命を全うするため意識改革を進め、現場で働くドライバー目線に立って、本アクションプランに真摯に取り組めます。

その一方で、長時間労働の改善はトラック運送事業者のみの努力では限界があります。トラック輸送サービスを維持・強化するため、国、自治体、発荷主、着荷主、物流関連施設等の管理運営者等の幅広い関係機関や関係者にも本アクションプランに示した問題意識と取り組み内容を共有願います。そして共に課題と向き合い、トラック運送業界の働き方改革を確実に推し進められるよう、様々な場面において上記の関係者の協力をお願い致します。

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン

問合せ 公益社団法人全日本トラック協会 TEL: 03-3354-1037 (企画部)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

第196回通常国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。この法律案は平成29年6月から行われてきた、働き方改革実行計画に基づく労働政策審議会との答申を踏まえ、労働8法を一括改正するものとなっています。(平成30年6月29日成立)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の概要（抜粋）

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法）

※（衆議院において修正）中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

- ・ 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。
 （※）自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
- ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・ 高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）
 ※（衆議院において修正）高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。
- ・ 労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法）

2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- ・ 事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
 ※（衆議院において修正）事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。

3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- ・ 事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

施行期日 I：公布日（平成30年7月6日）

II：平成31年4月1日（中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日）

III：平成32年4月1日（中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日）

※（衆議院において修正）改正後の各法の検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

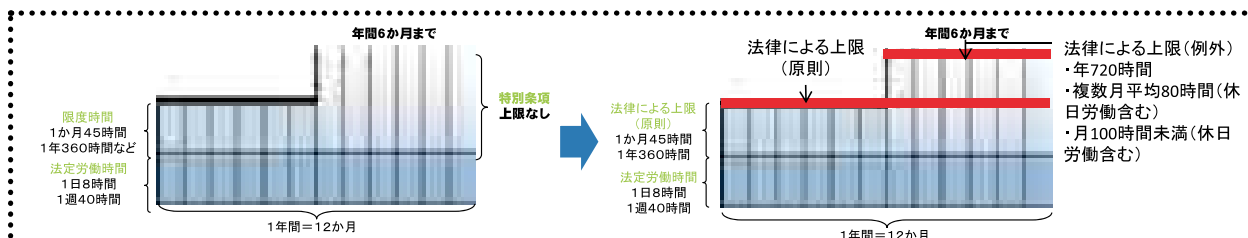
II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

(1) 長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む）を限度に設定。



【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行 5 年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年 960 時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行 5 年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1 か月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）
医師	改正法施行 5 年後に、時間外労働の上限規制を適用。 具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行 5 年間は、1 か月 100 時間未満・複数月 80 時間以内の要件は適用しない。（改正法施行 5 年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第 36 条第 9 項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。（経過措置）

<参照条文：改正後の労働基準法第 36 条>

7 厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。

9 行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

② 中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

平成 27 年法案と同内容

- ・月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成 35 年 4 月 1 日施行）

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

平成 27 年法案と同内容

- ・使用者は、10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5 日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

自動車の運転業務に係る労働時間の規制の見直し

- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「**働き方改革実行計画**」が策定され（平成 29 年 3 月 28 日）、長時間労働の是正を図る観点から、**時間外労働について罰則付きの上限規制**が導入されることとなり、**自動車の運転業務についても、改正法施行の 5 年後に、年 960 時間（＝月平均 80 時間以内）の上限規制を適用**することとなった。
- 自動車の運転業務についての見直しにあたってのポイントは以下のとおり。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②段階的实施（年 960 時間以内の規制で適用開始。将来的には一般則の適用を目指す。）
 - ③長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」 （平成 29 年 3 月 28 日決定）
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1 日 8 時間・1 週間 40 時間 (2) 36 協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> （労基法 33 条）	≪同左≫
↓ 36 協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月 45 時間 かつ 年 360 時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年 6 か月まで）（特別条項） (2) ・ <u>自動車の運転業務は、(1) の適用を除外</u> ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定（貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象）	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月 45 時間 かつ 年 360 時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① 年 720 時間（月平均 60 時間） ② 年 720 時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が增加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6 ヶ月の平均でいずれも 80 時間以内（休日労働を含む） b. 単月 100 時間未満（休日労働を含む） c. 原則（月 45 時間）を上回る月は年 6 回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後 5 年間 現行制度を適用（改善基準告示により指導、違反があれば処分） ・ 施行後 5 年以降 年 960 時間 （月平均 80 時間） ・将来的には、一般則の適用を目指す

※**関係省庁横断的な検討の場**を設け、生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働是正の環境整備のための行動計画を策定・実施

自動車運送事業の「ホワイト経営」認証制度の創設について

国土交通省では、長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組む事業者が求職者に「見える」ようにし、求職者が安心してそのような事業者に就職できるようにするため、新たに自動車運送事業の「ホワイト経営」認証制度の創設について検討を行うことが、平成30年5月30日の自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において決定しました。

【趣旨】

運転者としての就職を希望する求職者が就職先を選ぶ際や、荷主等が取引先を選ぶ際に参考にすることができるよう、長時間労働の是正などの働き方改革を重視した「ホワイト経営」への自動車運送事業者の取組状況を「見える化」するため、認証制度の創設等について検討する。

【主な検討内容】

- ・自動車運送事業のホワイト経営に係る認証基準の策定
- ・インセンティブの付与方策 等

【主な認証制度のコンセプト】

- ・自動車運送業の「運転者」の働き方改革を重視した経営に関する認証制度とする。
- ・認証項目は、労働条件や労働環境に関するものを中心とする。
- ・複数の段階を設ける。(1つ星、2つ星、3つ星)
- ・中立的な民間団体による運営とする。
- ・虚偽申請の防止と申請負担の軽減の両立を図る。

【認証の対象単位】

- ・「事業者」とする
但し、複数の都道府県に事業所を有する事業者は、申請負担の軽減のため、申請者の選択により都道府県単位(例、「〇〇県内の全ての事業所」)でも申請可とする。

【認証基準】

必須項目の全てに適合するとともに、判定分野の全てについて、基準点よりも高い点数であることを認証基準とする。

この際、2つ星(☆☆)以上の認証を受ける場合は、必須項目を一つ星(☆)等よりも増加させる(加点項目の一部を必須項目とする)こととする。

具体的には、今後、労働組合・事業者アンケートの結果を踏まえ、上位一定程度の運転者が該当すると見込まれる水準に設定する。

また、認証業務の従事者毎の判定のブレを防止する観点から、可能な限り具体的・客観的な基準とし、透明性(トランスペアレンシー)を確保する。

【スケジュール】

平成30年	6月11日	第1回検討会(認証制度の基本的な考え方等)
	8月下旬頃	第2回検討会(認証制度の素案等)
	9月下旬頃	第3回検討会(報告書案について)
	10月以降	認証制度の創設準備
平成31年度		認証制度の運営開始(目標)

トラック輸送における省エネ化推進事業(車両動態管理システムの導入支援による実証)のご案内

国土交通省と経済産業省資源エネルギー庁との連携事業である平成30年度「トラック輸送における省エネ化推進事業(車両動態管理システムの導入支援による実証)」について、事業概要が公表されました。



トラック輸送における省エネ化推進事業

(車両動態管理システム等を活用した荷主との共同による輸送効率化の実証)

【事業概要】

トラック事業者が単独で行う省エネ化の取組には限界があるため、**トラック事業者と荷主が連携して物流全体の効率化を図り、省エネ化を推進していく**必要があります。

そこで、本事業では、**荷主との連携を要件**にトラック事業者の**車両動態管理システム**及び荷主の**予約受付システム**の導入に対する補助を実施し、当該システムを活用したトラック事業者と荷主との共同による輸送の効率化の実証を行います。

補助対象となるポイント

- ・ 補助対象：**車両動態管理システム**の導入・活用
※予約受付システムの導入は必須ではありません。
- ・ 実施内容：**荷主と連携した輸送の効率化策(省エネ化)**を実施
- ・ 実施成果：**省エネルギー効果1%以上**の達成が必要
※トンキロあたりの燃料使用量の改善率で評価します。

スケジュール等

【受付期間】平成30年7月23日(月)～平成30年8月24日(金)

【事業完了期限】平成31年1月10日(木)まで

【予算額】 約40億円

補助対象及び補助率

システム		補助率
車両動態管理システム (トラック事業者向け)	クラウド型	1/2以内
	メモリーカード型	1/3以内
予約受付システム(荷主向け)		1/2以内 (補助金上限額5千万円)

※本事業は、経済産業省及び国土交通省連携による国庫補助事業です。

事業の流れ

申請時

- ・ 車両動態管理システムを活用した実施計画を作成・申請

連携前

- ・ 車両動態管理システムを活用し、荷主連携前の自己診断データを取得
- ・ 上記データを基に、自己診断（現状分析・課題抽出）を実施

荷主提案

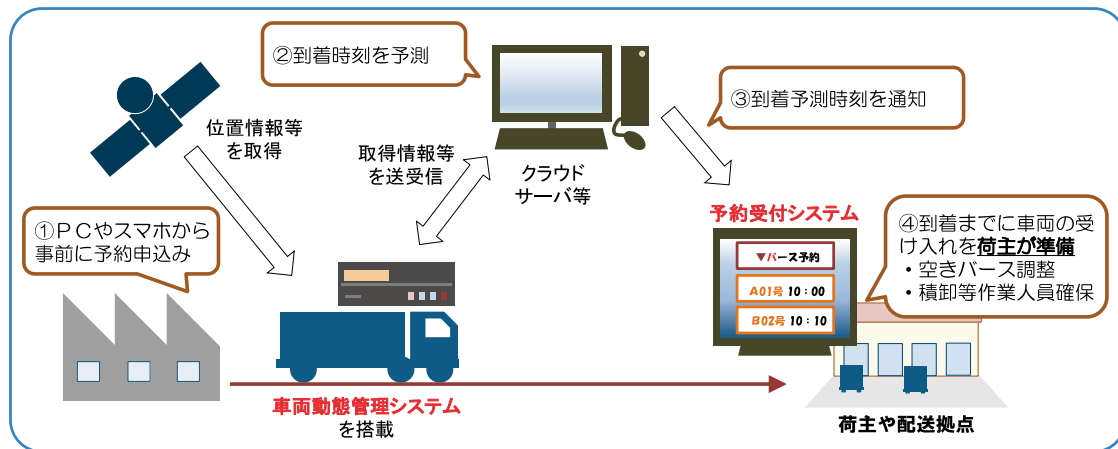
- ・ 課題解決に向け、輸送の効率化の観点での荷主との連携策を提案

連携後

- ・ 荷主連携後のデータを取得&自己評価を報告
- ・ 車両動態管理システムの車載器を導入した車両全体で1%以上の省エネ効果を達成

荷主連携策のイメージ（例）

- 「到着予測時刻の通知による事前の車両受け入れ準備の提案」の実施例



上記①～④の連携実現により

荷待ち時間減少 ⇒ アイドリング待機時間減少 ⇒ **省エネに効果!**

【お問い合わせ先】

パンフィックコンサルタンツ株式会社 陸上輸送省エネ推進事業事務局

ホームページ：<http://www.pacific-hojo.jp/>

メールアドレス：dotai_hojokin@30.pacific-hojo.jp

電話：03-5280-9501

詳細は、パシフィックコンサルタンツ(株)のホームページをご覧ください。

【ホームページ】 <http://www.pacific-hojo.jp/>

平成30年度 **トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金**

概要
国土交通省の省エネルギー推進政策の一環として、国土交通省の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金（以下「補助金」と呼ぶ）の申請受付を開始いたしました。申請は、国土交通省のホームページから行えます。

補助金概要
国土交通省の省エネルギー推進政策の一環として、国土交通省の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金（以下「補助金」と呼ぶ）の申請受付を開始いたしました。

お問い合わせ先
国土交通省の省エネルギー推進政策の一環として、国土交通省の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金（以下「補助金」と呼ぶ）の申請受付を開始いたしました。

こちらをクリック！

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正のお知らせ

平成30年6月1日に睡眠不足に起因する事故防止対策を強化するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正施行されたことを踏まえ、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正されました。

①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成をはじめとした、交通労働災害防止対策の推進に取り組んでください。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

◆厚生労働省ホームページ

厚生労働省 職場のあんぜんサイト > 交通労働災害の現状と防止対策 > リンク集 > 交通労働災害防止のためのガイドライン (平成30年6月1日改正)

厚生労働省実施「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査」のお知らせ

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業の約3,500企業を対象とし、毎年1月～12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）で利用されているほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等に際して重要な参考資料となっています。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ】

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 賃金第二係
TEL: 03-5253-1111(内線7653)

時間外労働等改善助成金のお知らせ

平成 29 年 3 月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」において、時間外労働の上限規制の導入のほか、勤務間インターバル制度の普及促進など、働き方改革の実現に向けた取組が示されました。

「働き方改革」は、雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者が着実に取り組むことが必要であるとともに、中小企業・小規模事業者にとっては「魅力ある職場づくり」につながり、人材不足解消のチャンスです。

本助成金には、各事業者がソフトウェアの導入や専門家によるコンサルティング等を実施し、コースごとの成果目標を達成した場合に、その経費の一部等について助成を行う「時間外労働上限設定コース」「勤務間インターバル導入コース」「職場意識改善コース」等があり、本助成金を活用することで、改正法案への対応はもとより、出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省略化等により、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組むことが可能です。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

**「時間外労働等改善助成金」
(時間外労働上限設定コース)のご案内**

時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることが可能となります。

このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご利用ください。

▶ **平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました**

- 上限額を最大150万円までに引上げ
- 更に、週休2日制とした場合に上限額を加算（助成金の合計は200万円まで）
- 一定の要件を満たした場合に、助成率を 3/4 から 4/5 に上乗せ
- 建設の事業、自動車運転業務に係る事業等、限度基準告示の適用除外業種も申請対象に追加
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別による助成金の活用事例

企業の課題	課題	助成金による取組	改善の結果
1	業務上の無駄な作業を見直したい！	外部の専門家によるコンサルティングを実施	専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制等の構築につながった。それにより、時間外労働の縮減ができた
2	始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！	労務管理用機器や、ソフトウェアを導入	記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。その結果、時間外労働の縮減もできた
3	新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	労働能率を増進するために設備・機器を導入	新たな機械・設備を導入して使用するようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。それに伴い、時間外労働も減らすことができた

生産性の向上を図ることにより、時間外労働の縮減が可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部** または **雇用環境・均等室** におたずねください。

労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

申請の流れについては、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は12月3日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月15日(金))

時間外労働上限設定コースの助成内容

事業主	成果目標																																																							
平成29年度において「労働協定の協定で定める労働時間の時間外・休日労働に関する事業場を有する中小で、当該時間外労働及び休日労働者(単月に複数)がいること。 範囲 ① 企業が中小企業になります。 A 常時使用する労働者 B 常時使用する労働者 1万円以下 50人以下 2万円以下 100人以下 3万円以下 100人以下 4万円以下 300人以下	支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。 事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督書へ届出を行うこと。 ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定 ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定 ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定 ● 上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。																																																							
取組となる取組 ① に対する研修(※2) 研修(※2)、周知・啓発 ② コンサルティング 協定の作成・変更 ③ 取組 ④ ソフトウェア、労務管理用 ⑤ 式運行記録計の導入・ ⑥ 機器の導入・更新(※3) ⑦ に資する設備・機器等の ⑧ 研修も含まれます。 ⑨ ソン、タブレット、スマート ⑩ になります。	支給額 上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。 助成額 以下のいずれか低い額 I 1企業当たりの上限200万円 II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額 III 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑩を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5 【IIの上限額】 ● 上限設定の上限額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業実施後 時間外労働 時間数等</th> <th colspan="2">事業実施前の設定時間数</th> <th rowspan="2">時間外労働 時間数で月45時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(アに 該当する場合を 除く)</th> <th rowspan="2">時間外労働 時間数で月60時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(イに 該当する場合を 除く)</th> <th rowspan="2">時間外労働 時間数で月45時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(アに 該当する場合を 除く)</th> </tr> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果目標①</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>成果目標②</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>成果目標③</td> <td>50万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ● 休日加算額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業実施後</th> <th colspan="4">事業実施前</th> </tr> <tr> <th>4週当たり 4日</th> <th>4週当たり 5日</th> <th>4週当たり 6日</th> <th>4週当たり 7日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週当たり8日</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>4週当たり7日</td> <td>75万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4週当たり6日</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4週当たり5日</td> <td>25万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施後 時間外労働 時間数等	事業実施前の設定時間数		時間外労働 時間数で月45時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(アに 該当する場合を 除く)	時間外労働 時間数で月60時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(イに 該当する場合を 除く)	時間外労働 時間数で月45時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(アに 該当する場合を 除く)	ア	イ	成果目標①	150万円	100万円	50万円	50万円	50万円	成果目標②	100万円	50万円	—	—	—	成果目標③	50万円	—	—	—	—	事業実施後	事業実施前				4週当たり 4日	4週当たり 5日	4週当たり 6日	4週当たり 7日	4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円	4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—	4週当たり6日	50万円	25万円	—	—	4週当たり5日	25万円	—	—	—
事業実施後 時間外労働 時間数等	事業実施前の設定時間数		時間外労働 時間数で月45時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(アに 該当する場合を 除く)	時間外労働 時間数で月60時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(イに 該当する場合を 除く)				時間外労働 時間数で月45時間 を超えなどの 時間外労働時 間数を設定し、 その実績を有す る事業場(アに 該当する場合を 除く)																																																
	ア	イ																																																						
成果目標①	150万円	100万円	50万円	50万円	50万円																																																			
成果目標②	100万円	50万円	—	—	—																																																			
成果目標③	50万円	—	—	—	—																																																			
事業実施後	事業実施前																																																							
	4週当たり 4日	4週当たり 5日	4週当たり 6日	4週当たり 7日																																																				
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円																																																				
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—																																																				
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—																																																				
4週当たり5日	25万円	—	—	—																																																				

「時間外労働等改善助成金」 (勤務間インターバル導入コース)のご案内

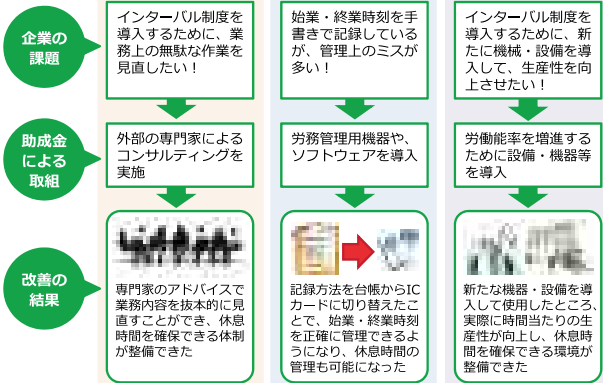
「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 一定の要件を満たした場合に、助成率を 3/4 から 4/5に上乗せして支給
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入、業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上などを図ることにより、勤務間インターバルを導入!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。

労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudouhou/shozaiannai/roudoukyoku/> 時間外労働等改善助成金 検索

「時間外労働等改善助成金」 (職場意識改善コース)のご案内

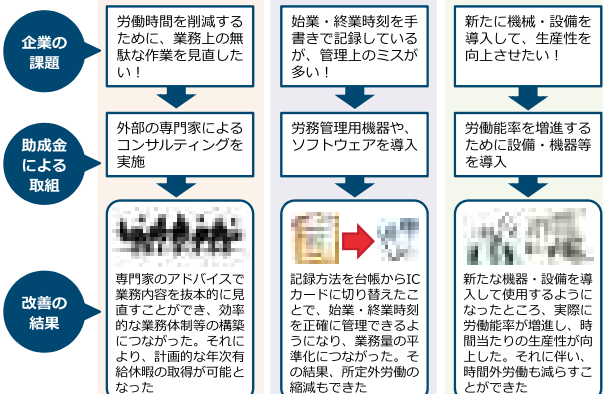
「ワーク・ライフ・バランス」実現のため、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%、年次有給休暇取得率70%の達成(平成32年目標)を目指しています。

このコースでは、生産性の向上などを図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 年次有給休暇を取得促進した場合、上限額を最大150万円までに引上げ
- 一定の要件の元で、助成率を 3/4 から 4/5に上乗せ
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上などを図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。

労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudouhou/shozaiannai/roudoukyoku/> 時間外労働等改善助成金 検索

勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主	成果目標
労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主(※1)であること ① 勤務間インターバルを導入していない事業場 ② 既に休憩時間が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ③ 既に休憩時間が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場	支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。 ●新規導入(対象事業主が①に該当する場合) 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。 ●適用範囲の拡大(対象事業主が②に該当する場合) 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。 ●時間延長(対象事業主が③に該当する場合) 所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

(※1) 中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
 - ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
 - ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
 - ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。
(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。



職場意識改善コースの助成内容

対象事業主	成果目標
労働者災害補償保険の適用事業主であり、次のいずれかに該当する事業主であること ① 雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ年間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主(※1) ② 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており(特別措置対象事業場(※2))、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主(※1)	支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。 ●対象事業主が①に該当する場合(※5) ア 年次有給休暇の取得促進 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる イ 所定外労働の削減 労働者の年間平均所定外労働時間を5時間以上削減させる ●対象事業主が②に該当する場合 事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする

(※1) 中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 特別措置対象事業場とは、常時10人未満の労働者を使用する以下の業種の事業場が対象です。
① 商業 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
② 映画・演劇業 映画、演劇その他興行の事業、映画の製作の事業を除く。
③ 保健衛生業 患者又は産婦等の治療、看護その他保健衛生の事業
④ 接客娯楽業 旅館、料亭店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
 - ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
 - ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※4)
 - ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※4)
- (※3) 研修には、業務研修も含みます。
(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

(※5) 事業主が事業実施計画で指定した3か月間について成果目標の達成状況の評価します

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額
対象経費の合計額×補助率(※6)
※6 常時使用する労働者が30名以下かつ、支給対象となる取組⑥から⑧を実施する場合で、その要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
※7 上限額を超える場合は上限額

対象事業主が①の場合	成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
●対象事業主が②の場合	両方とも達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	3/4	150万円
	両方とも達成	3/4	100万円
●対象事業主が②の場合	いずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	5/8	133万円
	いずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	1/2	67万円

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。



国際海上コンテナ輸送を行う事業者の皆様へのご協力をお願い

5月号で「ヒアリ生息地からの輸出品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い」としてお知らせしましたが、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるといった事態が生じました。改めて、コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る発見時の防除と拡散防止の安全かつ適切な実施をお願いします。

コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法について

- ・本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの点検を行う際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。
- ・ヒアリの点検は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

ヒアリの特徴

【体の色】

- ・全体に赤っぽい
- ・腹部（おしり）のみが黒っぽい
- ・体の表面に光沢がある
- ・コブ（腹柄節）が2つある

【体の大きさ】

- ・2.5～6.0mm 前後（参考：一円玉の直径は20mm）
- ・色々な大きさのアリが混じっている

顕微鏡でみたヒアリの側面→

兵庫県立人と自然の博物館 HP より

小型個体 ← 20mm →
大型個体

ヒアリの実際のサイズ→

より詳しいヒアリの見分け方については、右のQRコードより、環境省の「ヒアリ同定マニュアル」を参考して下さい。

デバンニング作業時のチェック箇所

◎：重点的にチェックする箇所 ○：開封前にチェックすることが望ましい箇所（コンテナ内でヒアリが発見された場合は確認）

◎ 扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが入りしていないか？

◎ 積荷周り

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ダンボール、木枠等）にアリが付着していないか？

◎ 床板・内壁・天井・通気口（内）

- ・床上にアリがいないか？→特に傷んだ床板の隙間、四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？
- ・通気口の穴（矢印部）からアリが入りしていないか？

○ 通気口（外）

- ・通気口の穴（矢印部）からアリが入りしていないか？

○ コーナーキャスティング周辺

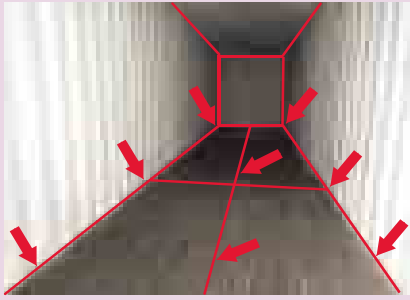
- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（矢印部）の内部にアリが隠れていないか？

○ 外壁・フレーム

- ・外壁、柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？

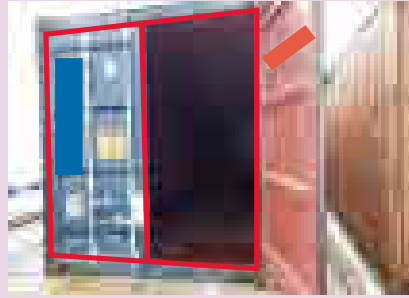
※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

空コンテナメンテナンス時のチェック箇所



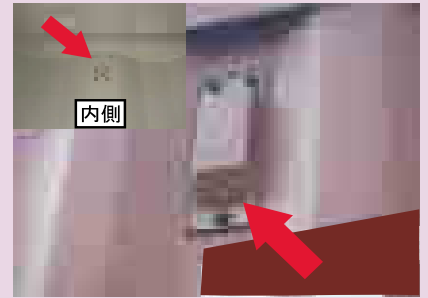
床板・内壁・天井

- ・床上にアリがいないか？→特に**傷んだ床板の隙間**、四隅や壁際のエッジ部分（**矢印部・赤線部**）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？



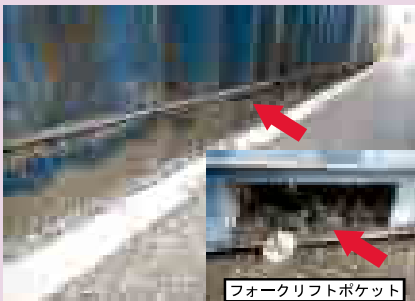
扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（**赤線部**）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



通気口

- ・通気口の穴からアリが出入りしていないか（**矢印部**）？内側と外側の両方をチェック。



外壁・屋根・フレーム

- ・柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（**矢印部**）？
- ・外壁・屋根をアリが歩いているか？



コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（**矢印部**）の内部にアリが隠れていないか？



参考：パネルの亀裂

補足：コンテナの補修について

- ・ヒアリの侵入を防止するため、パネルの亀裂、床板の腐食等があるコンテナは補修することが望ましい。

※ヒアリは腐食した床板の中に潜んでいることがあります。

※ゲートチェックを行う作業員の方も、作業に差し支えない範囲で上記箇所の確認をお願いします。

コンテナ内の点検時に注意すること



点検作業イメージ

- ・コンテナ内の点検をする時は、ライト等で照らしながらかこなう。
- ・空コンテナ点検時は、木槌で床の四隅をたたき、床板を踏みならす等の振動を与えて、床板の隙間に潜むアリが出てこないかチェック。

※出てきたヒアリには十分注意して下さい！

テバン後・メンテナンス時にコンテナ内を清掃する方へ



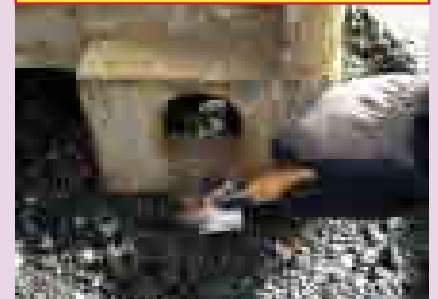
参考：コンテナ床上で発見されたヒアリの死骸

- ・掃き掃除や水洗いの衝撃でヒアリが床板の隙間等から出てきていないかチェック。
- ・掃き集めたゴミの中にヒアリが混入していないかチェック（死骸でも報告する）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないで下さい！

屋外のコンテナでヒアリを発見した場合

ヒアリが地面へ逃げ出していないか？



- ・コンテナの揚げ降ろしで舗装に発生した亀裂や窪みの中、アスファルト片、土砂の下は念入りにチェック。

※手袋を着用し、スコップ等を使用して下さい！

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

平成 30 年 4 月 発行：国土交通省

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

職場において熱中症により亡くなる方は、全国で毎年10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む方は400人を超えています。

鹿児島県内でも平成29年には16名の方が被災（うち1名死亡）しており、直近の10年間では平成28年に次いで2番目に多い被災者数となっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では5月から9月までの期間で標記キャンペーンが展開されています。

職場での熱中症を予防するための取組をお願いします。

STOP! 熱中症 平成30年5月～9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
<input type="checkbox"/> 服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
<input type="checkbox"/> 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

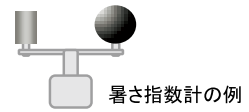
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ **異常時の措置**

少しでも異常を感じたら**ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ**
- 水分、塩分を積極的に取りましょ**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょ**



夏季の省エネルギーの取組のお願い

エネルギーの需要が増大する夏季（6月～9月）に、より一層の省エネルギーの取組をお願いします。



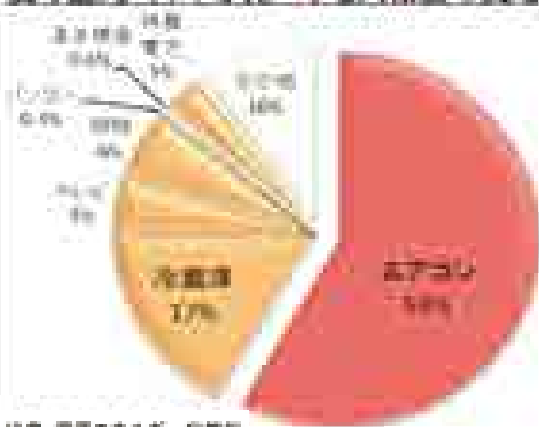
夏季の省エネ・節電にとくみましよう！

2018 夏号

家庭で節電！ 7つのアクション！！

- こまめにスイッチオフ！
- 待機電力を削減！
- 照明で節電！
- エアコンで節電！
- テレビで節電！
- 冷蔵庫で節電！
- 他にもこんなところで節電！（台所・トイレ・お風呂等）

夏の昼間（14時頃）の電気機器の使用割合



* 節電のポイント *

エアコンでは

- ・扇風機やサーキュレーターと併用する
- ・設定温度の目安は28℃
- ・2週間に1度はフィルターを掃除する
- ・エアコンは自動運転にする
- ・室外機周りをきれいにする



オフィスで節電！ 7つのアクション！！

- エアコンで節電！
- クールビズスタイルで快適に！
- 断熱性を向上！
- 照明で節電！
- 就業の見直し！
- 省エネ機器で節電！
- 省エネ行動で節電！

* 節電のポイント *

空調では

- ・ブラインドや断熱シートで室温上昇をストップする
- ・うちわや扇子を利用して体感温度を下げる

照明やOA機器では

- ・使わない機器の電源はOFFにする



一般的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率



平成30年度運行管理者等基礎講習のご案内

平成30年度運行管理者等基礎講習が下記のとおり追加開催されます。

※運行管理者試験を受験する方は、本講習の申込とは別に（公財）運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要になります。

平成27年度より、基礎講習修了証に「旅客」、「貨物」を明示するようになりましたので、予約の際は、ご希望の業種に間違いのないよう確認するようお願いいたします。運行管理者試験の受験資格においても、旅客・貨物の試験区分に応じた基礎講習を修了した方と改訂されておりますのでご注意ください。

実施機関：みゆき学園

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地	定員
11月12日（月）～14日（水）	警友自動車学校	都城市都北町7333	80名
1月16日（水）～18日（金）	警友自動車学校	都城市都北町7333	80名

講習時間

1日目 10:00～17:00	2日目 10:00～15:00（旅客）13:00～17:00（貨物）	3日目 10:00～17:00
-----------------	------------------------------------	-----------------

※受付時間（初日）午前9時30分～

（注）講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「<http://www.keiyu-ds.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAXまたは郵送で株式会社みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着をお願いします。

3. 携行品

- (1) 本人確認書類（運転免許証等）
- (2) 受講料8,700円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
- (3) 写真1枚 縦3.0cm×横2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
- (4) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方）
- (5) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

- (1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ませんのであらかじめご了承ください。
- (2) お申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。
- (3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗合せてお越しください。
- (4) 全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証交付します。一部欠席等がありますと修了証の発行はできず、料金の返金もできませんのであらかじめご了承ください。

実施機関：串木野自動車教習所

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地
10月11日（木）～13日（土）	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101

講習時間

1日目 10:00～16:40	2日目 10:00～16:40	3日目 10:00～14:40
-----------------	-----------------	-----------------

※受付時間（初日）午前9時～

（注）講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

串木野自動車教習所ホームページ「<http://www.kushikino.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送で、有限会社串木野自動車教習所までお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「申込受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着をお願いします。

3. 携行品

- (1) 「受付印済申込書」（コピー可）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）
- (3) 受講料8,700円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
- (4) 写真1枚 縦3.0cm×横2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
- (5) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方）
- (6) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

- (1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ませんのであらかじめご了承ください。
- (2) お申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。
- (3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗合せてお越しください。
- (4) 全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証交付します。一部欠席等がありますと修了証の発行はできず、料金の返金もできませんのであらかじめご了承ください。

【問合せ先及び申込書送付先】

株式会社 みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL:0986-38-1001 FAX:0986-38-0908

有限会社串木野自動車教習所
〒896-0005 いちき串木野市西塩田町63-2
TEL:0996-32-9222 FAX:0996-33-0094

平成30年度運行管理者等一般講習のご案内

※講習の対象者

- (1) 運行管理者に選任されている方のうち、平成 29 年度に受講していない運行管理者の方
- (2) 初めて選任届出をした運行管理者の方
- (3) 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に掲げる事故）を起こした営業所又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者の方
- (4) 運行管理者の補助者及びその他受講を希望される方

実施機関：自動車事故対策機構

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	申込受付日
9月12日(水)	貨物	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町 11103 番地	インターネット：6月1日 郵送：8月1日
9月27日(木)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：6月1日 郵送：8月15日
10月17日(水)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：7月2日 郵送：9月1日
10月19日(金)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：7月2日 郵送：9月1日

※平成 27 年 1 月より「貨物」、「旅客」のいずれの講習を受講したか、講習手帳への区分を示すこととなりました。つきましては、「貨物」の方は必ず上記日程で受講されますようお願いいたします。

【受付時間】鹿屋地区 8:30～9:20 鹿児島地区 9:00～9:40

【講習時間】鹿屋地区 9:20～15:30 鹿児島地区 9:50～16:00

2. 申込み方法（インターネットによる予約が必要です。）

- ・インターネットの予約申込を優先します。
- ・インターネット環境のない方は、自動車事故対策機構鹿児島支所までご連絡ください。申込書を送付しますので、必要事項ご記入の上、受付期間内に郵送（返信用封筒を添えて）にてお申込みください。

【ナスバのホームページアドレス [\[http://www.nasva.go.jp\]](http://www.nasva.go.jp)】

※先着順に受付いたしますので、お早めにお申込みください。

※締め切りは開催日の 1 週間前です。

3. 講習の手数料

1 名 **3,100 円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 予約確認書（ネット予約の方）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真 1 枚 無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm × 横 2.4cm）

実施機関：みゆき学園

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	定員
10月9日(火)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名
10月22日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名

11月5日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
11月18日(日)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名

※全業態とは、旅客（バス・タクシー）、貨物（トラック）のことです。

【受付時間】 9:00～ 【講習時間】 10:00～16:00

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ[<http://www.keiyu-ds.co.jp/>]から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAXまたは郵送で(株)みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

実施機関：串木野自動車教習所

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地
10月20日(土)	貨物	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町 101

【受付時間】 9:00～ 【講習時間】 10:00～15:40

2. 申込み方法

串木野自動車教習所ホームページ[<http://www.kushikino.co.jp/>]から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送で、有限会社 串木野自動車教習所までお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「申込受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 受付印済申込書（コピー可）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm）
- (3) 本人確認書類（運転免許証等）

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鹿児島支所
〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-401公社ビル420号
TEL:099-225-0782
FAX:099-225-0783

株式会社
みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL:0986-38-1001
FAX:0986-38-0908

有限会社串木野自動車教習所
〒896-0005
いちき串木野市西塩田町63-2
TEL:0996-32-9222
FAX:0996-33-0094

整備管理者「選任後」研修のご案内

◆重要◆事前申込が必要です。

整備管理者に対する研修が下記のとおり実施されます。整備管理者に選任されている方は、2年に一回の研修受講の義務がありますので必ず受講をお願いします。
選任されている方とは、鹿児島運輸支局へ選任届出をしている方のことです。

開催日時	開催場所	受講対象	定員
平成30年9月6日(木)	鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目)	トラック	100名
平成30年10月24日(水)	奄美大島自動車整備振興会(奄美大島) (奄美市名瀬和光町12-2)	全事業者	70名
平成30年10月29日(月)	鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目)	トラック	100名
平成30年11月7日(水)	南九州自動車整備協同組合 (鹿屋市西原3丁目)	全事業者	80名
平成30年11月15日(木)	沖永良部漁業協同組合研修センター (大島郡和泊町手々知名512-192)	全事業者	80名
平成30年11月22日(木)	鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目)	バス・タクシー	100名
平成31年1月9日(水)	鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目)	トラック	100名
平成31年2月25日(月)	鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎2丁目3番1号)	全事業者	200名

※鹿児島県トラック研修センターで受講される方は、鹿児島運輸支局構内(鹿児島市谷山港2丁目4-1)に駐車ください。

※鹿児島市民文化ホールで受講される方は、駐車場料金200円がかかります。

※定員になり次第、締切とします。

■研修時間

- ・鹿児島会場及び鹿屋会場 13時30分～17時00分(受付13時00分～)
- ・奄美大島会場(選任前・選任後同時開催) 9時30分～12時10分(受付9時00分～)
- ・沖永良部会場(選任前・選任後同時開催) 9時00分～11時40分(受付8時30分～)

■受講対象者

1. 平成29年度の整備管理者選任後研修終了以降、新たに選任された者
2. 平成29年度に受講しなかった者
3. 受講を希望する者

※整備主任者研修、自動車検査員研修の受講免除は平成27年度より廃止されていますので、整備管理者に選任されている方は必ず受講ください。

■その他

1. 整備管理者手帳・研修受講証をお持ちの方は、ご持参ください。
なお、お持ちでない方は、研修受講証を交付します。
2. **事前の申込が必要です。**別紙申込書に必要事項ご記入の上、受講希望日の1週間前までにFAX(鹿児島及び鹿屋会場:099-262-5500、奄美大島及び沖永良部会場:0997-52-2582)ください。
3. **鹿児島県トラック研修センターには駐車できませんので、ご注意ください。**
4. テキスト代は、無料です。

◆整備管理者「選任後」研修受講申込書◆

(ふりがな)	
会社名	
営業所名	
営業所住所	
申込責任者	
連絡先	電話 () - -
	FAX () - -

受講者氏名 (ふりがな)	生年月日	現在の職名 (○印をする)	受講希望日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日

1. 個人情報保護法に基づく個人情報の利用目的等について

- ・本申込における個人情報の収集は鹿児島運輸支局及び鹿児島県トラック協会以外の第三者への提供・開示は一切ありません。
- ・この申込で得た個人情報は、受講者名簿作成及び修了証明書交付、その他付帯する業務に利用し細心の注意と最大限の努力をもって保護・管理を行います。

【お問合せ】

(公社)鹿児島県トラック協会 適正化事業課
 TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500
 (一社)奄美自動車連合会
 TEL:0997-52-1900 FAX:0997-52-2582

平成30年度第2四半期におけるセーフティネット保証5号再指定のお知らせ

経済産業省・中小企業庁より、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援対策であるセーフティネット保証5号の対象業種について、トラック運送業（一般・特積・特定）が引続き「業種の悪化している業種」として再指定されました。

保証制度の概要は、経済産業省（中小企業庁）のホームページをご覧ください。鹿児島県トラック協会及び全日本トラック協会ホームページ（経営改善対策）からもリンクしています。

◆経済産業省ホームページ

HOME > ニュースリリース > ニュースリリースアーカイブ > 2018年度6月一覧 > セーフティネット保証5号の対象業種を指定します（平成30年度第2四半期分）

なお、鹿児島県トラック協会では、「信用保証料の助成」を行っています。

【1事業者あたり、保証料1/2助成（上限10万円）】ご利用される場合は、下記へお問合せください。

【お問合せ】

- ・鹿児島県信用保証協会 TEL:099-223-0273
- ・各金融機関
- ・鹿児島県トラック協会 経理課 TEL:099-261-1167

「準中型自動車運転免許制度の新設に伴う運転免許種別確認用パンフレット」のお知らせ

平成19年に中型自動車運転免許が導入された際、貨物自動車運送事業者が、運転者の運転免許証と、配車される自動車の自動車検査証の照合を徹底させずに運行させた結果、普通免許で中型貨物自動車を運転し、無免許運転で検挙される事案が散見されました。

新たな準中型自動車運転免許制度導入にあたり、無免許運転とならないよう、運転者が取得している運転免許と乗務する事業用自動車の車両総重量及び最大積載量を自動車検査証等により照合する等確認の徹底を図るために、標記パンフレットが作成されました。

本パンフレットを同封しますので、ご活用ください。全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできます。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 「準中型免許」新設に係る道交法改正

運行管理者試験対策事前講習会のご案内

平成 30 年度第 1 回運行管理者試験が 8 月 26 日（日）鹿児島国際大学にて実施されますが、県ト協では標記講習会を下記のとおり開催します。受講希望者は、「運行管理者試験対策事前講習会受講申込書」に必要事項をご記入の上お申込みください。

近年の運行管理者試験は非常に難しくなっており、今回試験を受ける方はぜひ本講習を受講されることをお勧めします。

前回の運行管理者試験における合格率

	鹿児島県（全国）	講習受講者
平成 29 年度第 2 回（H30.3.4 実施）	34.8%（33.0%）	58.5%

1. 開催日時・定員

	日 時	場 所	定 員
①	平成 30 年 8 月 18 日（土） 9:00～16:00（受付 8:30～）	鹿児島県トラック研修センター 2 階大講堂 鹿児島市谷山港 2-4-15	100 名

※定員になり次第、締切とします。

2. 講 師 ドライビングアカデミーONGA

3. 受 講 料 2,000 円（テキスト代含む）※当日、受付でお支払ください。
（※鹿児島県トラック協会の非会員事業所は受講料が 5,000 円となります）

4. テキスト 講習会で使用するテキストは講師が監修したものを使用します。
※過去の出題問題も含めてより実践的な講習を予定しています。

5. 申込締切 8 月 10 日（金）までに FAX でお申込みください。

6. その他 ※駐車場は、鹿児島運輸支局構内（鹿児島市谷山港 2 丁目 4 番 1 号）
になります。講習会会場には駐車できませんのでご注意ください。
※昼食は各自ご準備ください。
※筆記用具はご持参ください。
※この講習は受験資格を得るための講習（基礎講習等）ではありません。

【お問合せ・お申込み】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15 TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500

運行管理者試験対策事前講習会 受講申込書

■事業者名： _____

■連絡先（TEL）： _____

受講者氏名	受講者氏名

交通安全セミナー

(公社)鹿児島県トラック協会・(公社)鹿児島県トラック協会セフティ会共催

2018年7月7日(土)に開催を予定しておりました交通安全セミナーは豪雨の影響を考慮し延期といたしました。改めて下記日程で開催することといたしましたので是非ご参加頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

2018年9月15日(土) 13:30~15:30

加音ホール 姶良市加治木町木田5348-185



「心を開くほめ達！の魔法
～その思い、届いていますか～」

講師：福元 直子 氏

(一社)日本ほめる達人協会 特別認定講師
(株)LICHT(リヒト)代表取締役

「ガイアの夜明け」やNHKなどで数多く取り上げられた今話題の「ほめる達人」。

多くの企業が研修に導入するなど、人材確保や育成の面からも注目されています。

家族・友人・職場の仲間やお客様・・・大切な人を笑顔にする「ほめ達」になりませんか？

第1部で事故防止セミナーもあります。

別紙申込書にて、お申込みください。 ※当日受付可【定員135名】

平成30年度交通安全セミナー参加申込書

(公社)鹿児島県トラック協会・(公社)鹿児島県トラック協会セフティ会 共催

会社名	
参加者氏名	
参加者氏名	
参加者氏名	
ご連絡先	TEL

【会場のご案内】加音ホール

〒899-5241 始良市加治木町木田5348-185



平成30年度自家用燃料供給施設 整備支援事業助成金のご案内

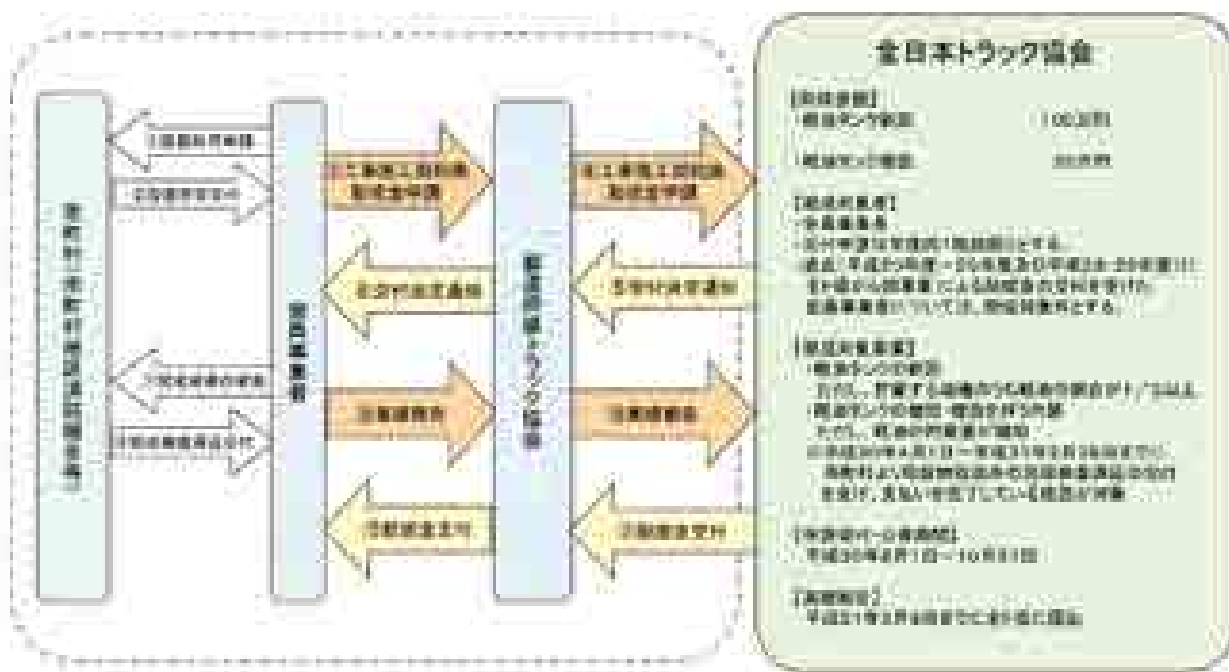
燃料の安定的な確保に取り組む（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。）が自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成します。

- ①今年度から割賦での購入の場合も助成金対象となりました。
- ②「自家用燃料供給施設整備に必要な資金」は、全日本トラック協会が行う「燃料費対策特別融資」の対象となりますので併せてご検討ください。
- ③トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会の方も助成対象になりますが、直接全日本トラック協会へ申請してください。

1. 主な助成要件	指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替えを行い、平成30年4月1日～平成31年2月28日までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。）するもの。
2. 助成対象者	<p>（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。）</p> <p>※トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会は、<u>直接全日本トラック協会へ申請してください。</u></p> <p>注1）交付申請は年度内1施設限りとする。 注2）過去（平成20年～26年度及び平成28・29年度）に（公社）全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。</p>
3. 助成金額	<p>・ 軽油供給施設の新設 100万円</p> <p>・ 軽油専用タンクの増設 30万円</p> <p>※ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。</p>
4. 公募期間	<p>平成30年8月1日（水）～10月31日（水）</p> <p>※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。</p>
5. 申込方法	<p>所定の申込書に必要書類を添付し公募期間内に申し込むこと。 （申込書は鹿児島県トラック協会、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできます）</p> <p>詳細は、次ページをご覧ください。</p>
6. 申込・お問合せ先	<p>（公社）鹿児島県トラック協会 経理課 TEL：099-261-1167</p>
7. その他	<p>その他の詳細事項は、全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱実施細目」の定めるところによる。</p>

◆スキーム図

平成30年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図(会員事業者)



◆交付申請時・実績報告時必要書類

平成30年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類

必要書類	会員事業者	協会の組合員
様式1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」	○	
様式3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書（組合・連合会用）」		○
（購入の場合）「施設工事契約書」又は「注文書・注文書」の写し	○	○
（新設の場合）「施設取捨所の設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し	○	○
（増設の場合）「施設取捨所の変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し	○	○
様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」	○	○
様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」	○	
様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書（組合・連合会用）」		○
施設整備に伴う以下の図面等の写し	○	○
ア 施設取捨所の全体平面図	○	○
イ 施設取捨所の全体平面図（タンク設置場所も記載したもの）	○	○
ウ 施設取捨所全体の立面図	○	○
エ 施設取捨所（所在地の配管を含む）の周辺地図	○	○
「施設工事費用請求書」及び「請求明細書」の写し	○	○
（購入の場合）対価経費の支払いが完了していることを証する書類（領収書の写し他）	○	○
（新設の場合）「現金支払明細表」の写し	○	○
施設取捨所の完成検査済証の写し	○	○
工事施工前、施工中、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）	○	○

交付申請時一貫通、社会保険加入についての「誓約書」が必要です。

平成30年度中央近代化基金 「燃料費対策特別融資」公募のご案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

※先着順となっていますので、早目の申込みをお願いします。

※今年度、鹿児島県ト協の「ポスト新長期規制融資」を利用された方、利用予定の方もお申込みできますので、事前にご連絡ください。

1. 公募融資枠	40 億円 (全ト協枠)・・・先着順
2. 公募期間	平成 30 年 7 月 2 日 (月) から平成 30 年 9 月 28 日 (金) …全ト協公募期間 但し、公募枠の 40 億円に達し次第申込みの受付を締め切る (全日本トラック協会への先着順) ※当協会では別途公募期間を下記のとおり設定して、先着順で受付し全日本トラック協会へ推薦いたします。但し、全日本トラック協会の公募枠に達した時点で、公募を打ち切ります。 ① 6 月 1 日～ 30 日 ② 7 月 1 日～ 15 日 ③ 7 月 16 日～ 31 日 ④ 8 月 1 日～ 15 日 ⑤ 8 月 16 日～ 31 日 ⑥ 9 月 1 日～ 15 日 ⑦ 9 月 16 日～ 28 日
3. 融資推薦対象者	(公社) 鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る) であって、商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という) との取引資格のある者 (予定を含む)。
4. 推薦対象資金	① <u>ポスト新長期規制適合車又は、平成 28 年度排出ガス規制適合車で平成 27 年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金</u> ② <u>自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金</u>
5. 推薦融資の条件	(1) 融資限度 個別企業体・共同体とも <u>2 千万円</u> (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率 (最優遇利率適用) による。 ※金利 (利子補給後) …0.7% (平成 29 年 7 月 11 日時点: 変動あり) (3) 償還期間 ①車両: 5 年以内 ②自家用燃料供給施設: 8 年以内 (どちらも据置期間 6 ヶ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
6. 利子補給	①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	①平成 30 年 8 月 14 日 (火) ②平成 30 年 9 月 14 日 (金) ③平成 30 年 10 月 19 日 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書 (写) を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	平成 31 年 3 月末日
11. 申込・お問合せ先	(公社) 鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
12. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

平成30年度中央近代化基金 「補完融資」公募のご案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

1. 公募融資総枠	30 億円
2. 公募期間	平成 30 年 6 月 15 日 (金) から平成 30 年 11 月 30 日 (金) 但し、公募枠の 30 億円に達し次第申込みの受付を締め切る。
3. 融資推薦対象者	(公社) 鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る) であって、商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という) との取引資格のある者 (予定を含む)。
4. 推薦対象事業	(1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化の為の事務機器等設置購入資金 ②「補修・改修」に要する資金 (2) 人材確保及び生産性向上のための設備 ①福利厚生施設の整備に要する資金 (男女別施設 (トイレ・更衣室・休憩室等) ②荷役機械購入に要する資金 (テールゲートリフターの設置を含む) ※車両購入及び改造は除く
5. 推薦融資の条件 ※右記以外の条件については、別途公募要綱に記載。	(1) 融資限度 <一般・物流効率化促進> 事業規模が 1 億円以上の大規模プロジェクト 申込み事業者の平成 30 年度以降の投資額の 30% 以内で、未払金額の範囲内とする。ただし、上限金額は 5 億円とし、投資額の 30% が 5 千万円未満の場合は、5 千万円とする。 (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率 (最優遇利率適用) による。 ※参考: 直近の貸出金利...1.0% (3) 償還期間 10 年以内 (法定耐用年数が 10 年を下回る設備は、法定耐用年数以内) ただし、主設備と同時に付帯設備投資 (事務機器・荷役機械等) をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。(据置期間 6 ヶ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
6. 利子補給	①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	①平成 30 年 7 月 31 日 (火) ②平成 30 年 8 月 31 日 (金) ③平成 30 年 9 月 28 日 (金) ④平成 30 年 10 月 31 日 (水) ⑤平成 30 年 12 月 7 日 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書 (写) を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	平成 31 年 3 月末日、但し 2 ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については平成 32 年 3 月末日。
11. 申込・お問合せ先	(公社) 鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
12. その他	その他の事項は、公募要綱、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

交通安全に関する施策の一環として、下記セミナーを実施します。是非ご参加ください。

セミナーの概要

事業用トラックが引き起こす事故の中で「交差点」での事故は、交通弱者である歩行者や自転車を巻き込むことが多く、死亡事故につながりやすい事故です。全日本トラック協会がとりまとめた「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット」は、事業用トラックが関係する交差点事故の分析結果をもとに、事故防止のために特に重要な「7つの安全行動」を軸にまとめたマニュアルで、「今すぐ取り組みたい方」向けの安全指導ツールと、「更に取り組みを強化したい方」向けのマネジメントツールで構成されています。

本セミナーでは、最新の事故データに内容を刷新したマニュアルを中心に、「ながらスマホ」など最近の社会的影響の大きな事柄をトピックスとして加え、交差点事故の重大性について理解していただくとともに、出席者同士の小グループでの情報交換をおこない、自社での参考になるヒントをみつけていただくことを目指しています。

記

1. 日時 【北薩地区】 平成30年9月20日(木) 13:30～16:30
【鹿児島地区】 平成30年9月21日(金) 13:30～16:30
2. 場所 【北薩地区】 川内文化ホール 第2会議室
(薩摩川内市若松町3番10号 電話:0996-22-5211)
【鹿児島地区】 鹿児島県トラック研修センター 2階大講堂
(鹿児島市谷山港2-4-15 電話:099-261-1167)
※駐車場スペースに限りがあるため、できるだけ乗り合わせでのご来場をお願いします。
3. 内容 【北薩地区】及び【鹿児島地区】(共通)
○第1部:セミナー(1時間程度)
○第2部:小集団での情報交換(1.5時間程度)
4. 講師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社※
※全日本トラック協会「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」制作受託事業者
5. 対象者 経営者および管理者(現場での安全を管理される方)
6. 受講料 無料
7. 研修受講証 当セミナーを最後まで受講された方へ「受講証明書」を交付します。
※遅刻、途中退席、早退された場合については、受講証明書は交付されませんので、ご注意ください。
8. 募集人数 【北薩地区】定員30名 【鹿児島地区】定員50名
(先着順で受付し、定員になり次第、締め切ります。)
9. 申込方法 別紙「参加申込書」にご記入の上、9月7日(金)までにFAXでご返信ください。
10. 主催 全日本トラック協会/鹿児島県トラック協会(共催)

トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナー

参加申込書

・いずれかに○印を付してください。

受講場所	北薩地区 9月20日（木） 川内文化ホール
	鹿児島地区 9月21日（金） 県トラック研修センター

会社名及び 営業所名	営業所		
TEL	— —	FAX	— —
住所 (営業所住所等)			
役職		氏名	
役職		氏名	

申込担当者名 (_____)

※各社複数名受講申込みされる場合は、申込み状況によって調整をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

セミナーに関するお問合せ

公益社団法人鹿児島県トラック協会 労働・環境課 電話：099-261-1167

参加申込書送付先 FAX 099-261-3113

(Gマーク加点対象研修：交通事故防止セミナーも実施します。)

■目的

3つ(環境対策・安全確保・経営改善)の効果があるエコドライブの日常的な実践で、交通事故の防止と社会的責任の自覚を図る。日頃から黙々と地道に取り組んでいるドライバーを、ベストエコドライバーとして認定して称揚し、志気の高揚を図る。

■主催

公益社団法人鹿児島県トラック協会

■後援

鹿児島運輸支局(予定)、鹿児島県警察(予定)、南日本新聞社(予定)

■共催

南九州交通共済協同組合(予定)

■日時及び場所

平成30年11月10日(土) 8時45分～16時00分(予定)

鹿児島県交通安全教育センター：運転技能向上センター

鹿児島市谷山港1-2

■参加申込

別紙の申込書に必要事項をご記入の上、**10月12日(金)【必着】**までに当協会あてご送付ください。実施要綱については、当協会ホームページをご参照ください。

(運転記録証明書を取得のため、申込書と一緒に別紙の委任状をご送付ください。)

■定員

10トンカーゴ部門、4トンカーゴ部門及び10トンダンプ部門 各15名程度

女性部門 10名程度

※各部門(女性部門は除く。)ごとの1事業者あたりの出場者数は原則2名まで。

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

■出場資格

会員事業所に勤務し次の(1)～(2)に該当する運転者としてします。

(1) 過去3年間人身事故がなく、かつ、過去1年間無事故、無違反者

(2) 事業主からエコドライブの優秀者であるとして推薦を受けた者

ただし、すでにベストエコドライバーに認定されている者を除く。

■競技使用車両

10トンカーゴ部門：大型車(積載7トン)マニュアル車予定

4トンカーゴ部門及び10トンダンプ部門：4トン車(マニュアル車)予定

女性部門は、2トン車(マニュアル車使用)予定

※実施する部門ごとに使用する車両は同一車両を使用します。

■その他

交通事故防止セミナーを受講した方(参加者・応援者等)へ受講証明書を交付します。

第14回 ベストエコドライブ・コンテスト 参加申込書

大会会長 殿

住 所	
事業者(所)名	Ⓜ
電話番号 ()	
FAX ()	
担当者名 ()	
※会社代表者印を押印ください。	

標記コンテストへの出場選手を下記のとおり申込みます。

記

(出場する部門のいずれかを○印で囲んでください。)

10 トンカーゴ部門 / 10 トンダンプ部門 / 4 トンカーゴ部門 / 女性部門

注：当日の競技使用車両<予定>

10 トンカーゴ部門 大型マニュアル車 (積載量 7 トンクラス)

10 トンダンプ部門及び 4 トン部門 4 トンマニュアル車、女性部門 2 トンマニュアル車

ふりがな	
選手名	(男 ・ 女)
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 (年齢 才)
免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 普通 (5 トン限定準中型) <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 中型 (* 8 トン限定含む) <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> けん引
運転免許証 (写)	運転免許証 (写し) を貼付ください。

※複数の場合は、コピーしてください。

(原本⇒協会あて提出)

委任状（申請者一覧）

（代理人）

法人名
（事業所名）

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付手続き及び証明書受領にかかる一切の関する事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し、提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上、交通事故防止のための資料として活用することについても同意します。

NO	整理番号 <small>記入しないでください</small>	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大 昭 平 ・ ・	
2					大 昭 平 ・ ・	
3					大 昭 平 ・ ・	
4					大 昭 平 ・ ・	
5					大 昭 平 ・ ・	
6					大 昭 平 ・ ・	
7					大 昭 平 ・ ・	
8					大 昭 平 ・ ・	
9					大 昭 平 ・ ・	
10					大 昭 平 ・ ・	
11					大 昭 平 ・ ・	
12					大 昭 平 ・ ・	
13					大 昭 平 ・ ・	
14					大 昭 平 ・ ・	
15					大 昭 平 ・ ・	

安全装置及びドライブレコーダ導入促進助成事業 に係る全ト協対象機器追加等のお知らせ

県ト協及び全ト協では各種助成事業を実施しておりますが、下記助成事業に係る全ト協対象機器について、機種を追加等がありましたのでお知らせします。

なお、同一事業において国の補助金が交付される場合、県ト協・全ト協は助成金を交付しません。

【安全装置等導入促進助成事業】

◆後方視野確認支援装置

・ 2社 8機種 追加

◆側方視野確認支援装置

・ 1社 6機種 追加

【ドライブレコーダ導入促進助成事業】

◆運行管理連携型

・ 1社 2機種 追加
・ 1社 1機種 廃止

◆標準型

・ 1社 1機種 追加
・ 1社 1機種 廃止

◆簡易型

・ 4社 4機種 追加
・ 1社 3機種 廃止

※対象機器の型式一覧は県ト協ホームページでご確認ください。

入退会紹介

入会

入会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
平成30年6月29日	一般	株式会社 三股運送 鹿児島営業所	前田 直樹	鹿児島南支部	普通車	15両
					小型車	2両
平成30年7月10日	一般	株式会社 溝上運輸	溝上 浩一	薩摩北支部	普通車	3両
					小型車	3両



平成30年度中小企業大学校受講促進制度及びトラック運送業に特化した研修のご案内

受講料3分の2(長期講座は3分の1)を助成します!

業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2または3分の1を助成します。

●制度の対象となる講座

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業にかかわる講座

●手続きフロー

会員事業者	①別紙「受講申請通知書」、「誓約書」を提出	県ト協
	②受講承認通知	県ト協
	③講座の申込み及び受講料の納付。受講	中小企業大学校
	④受講終了後、「受講修了通知書」、「受講修了証書(写)」、「振込金受取書(写)」、「アンケート(写)」を添えて助成金申請	県ト協
	⑤助成金の支払い	県ト協

※ 1 会員からの複数の申込みも妨げませんが、**申込みが多い場合は人数を調整します。**(ただし、定款第5条 (1) 普通会员の「イ」にあたっては、1名とします。)

※ 「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

※ 今年度から、受講修了後の助成金申請時に、中小企業大学校で記入したアンケートの(写)もご提出ください。

〔中小企業大学校人吉校講座スケジュール〕

研修分野	コースNo.	研修テーマ	実施期間	期間	定員(名)	受講料(税込/円)
企業経営・経営戦略	13	成功するための経営戦略の策定とその実践	H30. 9. 4 ~ 9. 6	3日間	30	31,000
	14	利益を生み出す業務改革・トラック運送業	H30. 9.11 ~ 10.10	4日間 (2日間×2回)	20	35,000
	15	真の顧客満足につながる、サービス価値向上講座	H30. 9.19 ~ 9.20	2日間	35	22,000
	22	売れ続ける関係を創る! 企業の魅力の伝え方	H30.11. 8 ~ 11. 9	2日間	35	22,000
	23	新任管理者研修【沖繩教室】 ※校外研修	H30.11. 8 ~ 11. 9	2日間	30	22,000
	28	女性管理者養成研修	H31. 1.23 ~ 1.25	3日間	25	31,000
	29	九州・沖繩経営者塾【宮崎教室】 ※校外研修	H31. 1.23	1日間	30	16,000
	32	次世代トップリーダーが学ぶ経営力強化講座	H31. 2.13 ~ 2.15	3日間	30	31,000
組織マネジメント	11	新任管理者の自己革新研修	H30. 7.24 ~ 7.26	3日間	35	31,000
	16	管理者のリーダーシップ強化講座	H30.10. 2 ~ 10. 4	3日間	35	31,000
	21	部下指導の考え方・進め方 【能力強化シリーズ②】	H30.11. 5 ~ 12. 4	4日間 (2日間×2回)	30	35,000
	25	チームマネジメント強化講座 【能力強化シリーズ③】	H31. 1. 9 ~ 1.11	3日間	30	31,000
組人	18	会社を強くする人事・労務管理	H30.10.15 ~ 10.17	3日間	30	31,000
管財	17	業務に活かす 財務分析実践講座 【財務管理シリーズ②】	H30.10.10 ~ 10.12	3日間	25	31,000
	27	目標を実現する 利益・資金計画の考え方と進め方【財務管理シリーズ③】	H31. 1.21 ~ 2.22	4日間 (2日間×2回)	30	38,000
販売・マーケティング	20	成果が出る提案営業の実践法 【営業管理シリーズ②】	H30.10.25 ~ 11.21	4日間 (2日間×2回)	25	35,000
	26	可能性を切り拓く新規顧客開拓 【営業管理シリーズ③】	H31. 1.16 ~ 1.18	3日間	30	31,000
	31	売れる顧客が見える! 攻めの営業計画の作り方	H31. 2. 7 ~ 3. 6	4日間 (2日間×2回)	25	35,000

※ はトラック運送業に特化した研修です。

※ 申込締切日は原則、受講日の20日前までとなります。

※ 申込み状況については、事前にお問合せください。

中小企業大学校人吉校のトラック運送業に特化した研修のご案内

【利益を産み出す業務改革・トラック運送業】

～荷主に選ばれる会社となるための、業務改善の進め方～

トラック運送業においては、車両運行と荷役等の人によるサービス供与のウエイトが高いこと、膨大な取引情報の管理が必要という特徴から、業務改善を常に求められています。特に、運行管理や荷主向け輸送サービスの効率化やコスト問題への対応は喫緊の課題です。

この研修では、コスト・収益の見直しやIT活用等による業務改革の進め方、それらを自社で取り組むための計画づくりと実践の手法について学んでいただきます。

日時	平成30年9月11日(火) 9:15～12日(水) 16:30 平成30年10月9日(火) 9:30～10日(水) 17:10 ※計4日間コース・定員20名(南九州4県)
場所	中小企業大学校人吉校(熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1)
受講料	35,000円 うち、3分の2(23,400円をトラック協会が助成します) ※事業者負担…11,600円

1. 助成対象者

経営幹部・管理者

当協会会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

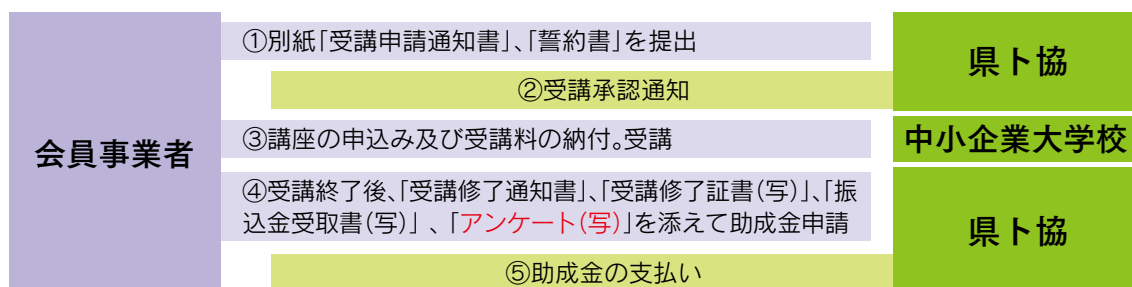
※初めから該当要件を満たさない事業者へ送付されている場合がございますが、その際はご容赦ください。

2. 申込方法

中小企業大学校へ空き状況を確認後、下記手続きフローに従いお申込みください。

研修内容の詳細は、中小企業大学校人吉校(TEL0966-23-6800)へお問合せください。

●手続きフロー



3. カリキュラム（講師：近代経営システム研究所 代表 森高弘純 氏）

日 時	内 容	備 考
3月24日 ～3月25日	開校オリエンテーション	
3月26日 ～3月27日 (土曜)	1.トラック運送業の現状と将来 2.事務手帳の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の現状と将来 ○中央の運送業と地方の運送業 ○運送業の発展と経営者の役割 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
3月28日 (休)	3月29日 ～3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来

【このコースの期間】 平成28年度内の受講が決定し一旦申し込み済みの場合は一泊二日での受講となります。

9月29日 (土曜)	9月30日 ～10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月1日 (休)	10月2日 ～10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月4日 ～10月5日	10月6日 ～10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月8日 ～10月9日	10月10日 ～10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月12日 ～10月13日	10月14日 ～10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月16日 ～10月17日	10月18日 ～10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月20日 ～10月21日	10月22日 ～10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月24日 ～10月25日	10月26日 ～10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来
10月28日 ～10月29日	10月30日 ～10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来 ○トラック運送業の発展と将来

4. お問い合わせ

公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課
 TEL：099-261-1167 FAX：099-261-1169
 中小企業大学校 人吉校
 〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1
 TEL：0966-23-6800 FAX：0966-22-1456
 URL：<http://www.smrj.go.jp/inst/hitoyoshi/>

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会長 中村 利秋 殿

会社名
代表者名 ⑩
電話番号

受講申請通知書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日
平成 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名

(各事業共通)

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 中村 利秋 殿

住 所
事業者名
代表者名 ⑩

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に
手続き加入していることをここにお誓いいたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、
助成金を全額返戻いたします。

平成30年(6月)巡回指導結果

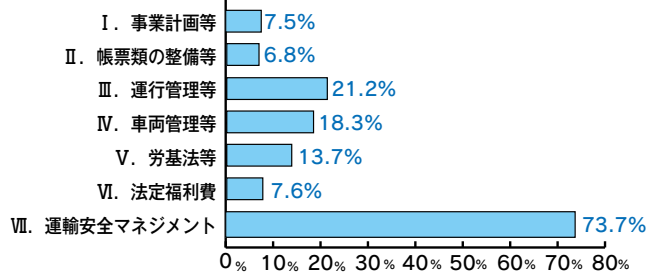
巡回指導評価別結果 (平成30年6月)

39 件

- A 15%
- B 21%
- C 31%
- D 23%
- E 8%
- 特巡 3%



指導区分別(否)比率 (平成30年6月)



巡回指導結果では、B評価（適の割合：80%以上）が21%、C評価（適の割合：70%以上）が31%でした。指導評価区分では「**Ⅲ. 運輸安全マネジメント**」が**73.7%**の指摘となっております。指導項目としては「**安全に関する方針が未設定**」等です。

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について（平成30年3月30日 国自貨第185号の2一部改正）

適正化事業指導員が行った巡回指導結果につきましては、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関から運輸支局に対し報告をおこなっていましたが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めたことを国土交通省より通知がありましたのでお知らせいたします。

1. 悪質性の高い行為の見られた営業所

速やかに地方実施機関より運輸支局等に報告すべき事案

(1) 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

- ① 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所
- ② 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所

- ① 運行管理者選任届出書が提出されている **運行管理者が全く存在していない営業所**
- ② 整備管理者選任届出書が提出されている **整備管理者が全く存在していない営業所**

※ 運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、選任届出の手續きが行われていない場合には速報事案に該当。

(3) 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

- ① 定期点検に係る点検整備記録簿が全く保存されていない営業所
- ② 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

※ 定期点検は「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。

2. 巡回指導結果が「大変悪い」と評価されたなどの営業所

地方実施機関と運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告する事案

(1) 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

- ① 巡回指導時に行った改善指導について、**3ヶ月以内に改善報告を行わないもの**
- ② 巡回指導時に行った改善指導について、**改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもの**

※ 2 (1) ②の規定については、平成30年10月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用。

- (2) 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所
- (3) 運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所
- (4) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

3. その他悪質性の高い法令違反が疑われるなどの営業所

- A. 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- B. 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所
- C. 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、**3ヶ月以内に改善報告を行わないもの**
- D. その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

その他ご不明な点等ありましたら、トラック協会適正化事業課までお気軽にご連絡ください。

(公社) 鹿児島県トラック協会 適正化事業課：TEL099-210-9498

「平成30年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」の申請受付が7月13日(金)で終了し、鹿児島県では、新規49事業所、初回更新23事業所、2回目更新12事業所、3回目更新12事業所、4回目更新16事業所の計112事業所の申請を受理しました。

全国では、新規1,565事業所、初回更新1,683事業所、2回目更新1,431事業所、3回目更新1,574事業所、4回目更新1,233事業所、計7,486事業所の申請を受理しました。

今後、評価基準に基づき申請書類の審査を厳正に行い、本年12月中旬に認定・公表する予定です。

平成30年度 安全性優良事業所申請及び認定状況(鹿児島県)

年度		新規	初更	2更	3更	4更	合計	総認定数	認定率	
									全体	5両以上
28	申請	23	17	13	9	45	107	261	18.1%	23.4%
	認定	23	16	13	9	45	106			
29	申請	49	26	26	15		116	308	21.3%	27.6%
	認定	47	26	26	15		114			
30 (予定)	申請	49	23	12	12	16	112	353	24.6%	31.9%
	認定	49	23	12	12	16	112			

※平成30年7月現在 事業所数 1,437
5両以上 1,110

支部別 認定・申請状況

支部名	会員数	認定	新規申請	計	認定率
鹿児島・種子屋久	154	20	2	22	14.29%
鹿児島南	152	69	7	76	50.00%
薩摩南	96	15	2	17	17.71%
薩摩中央	69	10	7	17	24.64%
薩摩北	57	6	4	10	17.54%
霧島	75	19	4	23	30.67%
大隅北	65	13	2	15	23.08%
大隅南	73	7	6	13	17.81%
合計	741	159	34	193	26.05%

部会別 認定・申請状況

部会名	会員数	認定	新規申請	計	認定率
環境	12	4	1	5	41.67%
港湾	9	3	0	3	33.33%
飼料・畜産	39	19	1	20	51.28%
重量	42	14	4	18	42.86%
セメント	10	4	0	4	40.00%
食料品	29	21	2	23	79.31%
タンク	13	9	0	9	69.23%
ダンプ	153	16	12	28	18.30%
引越輸送	17	15	0	15	88.24%
木材	23	7	2	9	39.13%
米穀	6	1	0	1	16.67%
路線	10	9	1	10	100.00%
青運会	39	15	3	18	46.15%
セフティ会	40	24	2	26	65.00%
女性部会	9	1	1	2	22.22%

※認定数は、事業者単位。(5両未満は除く)

※新規は認定見込み事業者数。

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支部

月 日	行事名	場 所
7月2日(月)	平成30年度第2回大隅北支部役員会	しゃぶしゃぶ赤坂(曾於市)
7月7日(土)	鹿児島南栄会ボウリング大会	サンライトゾーン(鹿児島市)
7月11日(水)	日置支部役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
7月13日(金)	平成30年度第2回薩摩中央支部定例会及び荷主セミナー	川内ホテル(薩摩川内市)
7月14日(土)	鹿児島新栄会ボウリング大会	ラウンドワン(鹿児島市)
7月20日(金)	平成30年度第2回薩摩北支部定例会及び荷主セミナー	ABCプレス(阿久根市)
7月21日(土)	串木野車友会ボウリング大会	串木野ゴールデンボール(いちき串木野市)
7月24日(火)	平成30年度第2回鹿児島・種子屋久支部役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
7月28日(土)	平成30年度第2回大隅南支部役員会	大隅地区研修センター(大崎町)
7月29日(日)	大隅北支部ボウリング大会	都城ハイレーンズ(都城市)
7月29日(日)	南薩支部ボウリング大会	枕崎ボウリングセンター(枕崎市)

部 会

月 日	行事名	場 所
7月3日(火)	平成30年度九州各県運輸青年部会長会議及び九州地区運輸青年部連絡協議会第1回役員会	ANAクラウンプラザホテル 沖縄ハーバービュー(沖縄県)
7月6日(金)	九州・四国ブロック女性部会代表者会	全日本トラック協会(東京都)
7月6日(金)	第1回(公社)全日本トラック協会女性部会全国代表者協議会	全日本トラック協会(東京都)
7月18日(水)	平成30年度第2回路線部会定例会	鹿児島共同トラックターミナル(鹿児島市)
7月19日(木)	平成30年度第2回青連会トラックの日実行委員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
7月20日(金)	青連会大分県青年部との交流会	ホテル日航大分(大分県)
7月23日(月)	平成30年度飼料・畜産輸送部会労働安全セミナー	NCサンプラザ(鹿児島市)
7月31日(火)	平成30年度第1回重量部会役員会	蘇麻(鹿児島市)

会員の声

鹿児島南栄会ボウリング大会

この大会に参加することで、従業員同士の絆が深まり、また、体力増進にもつながるのでとても良い企画だと思います。すごく楽しませていただきました。

平成30年度第2回薩摩中央支部定例会及び荷主セミナー

安全運転についてのセミナーがあり、事故防止の重要性を改めて感じました。今回勉強した内容をドライバーに伝えたいと思います。

鹿児島新栄会ボウリング大会

久しぶりにボウリングをやりましたが、スコアは別にしてすごく楽しかったです。次回は、練習してから挑戦したいと思っています。

平成30年度第2回薩摩北支部定例会及び荷主セミナー

労働局の方から、運送業界における働き改革についての講演がありました。トラック運転者の労働環境の改善は簡単なことではないが、必要性を再認識しました。

串木野車友会ボウリング大会

年1回のボウリング大会ですが、順位に関係なくみんなとワイワイと楽しみながらやれるところが良い点です。今後も是非参加したいと思います。

鹿児島南栄会ボウリング大会



平成30年度第2回薩摩中央支部定例会及び荷主セミナー



鹿児島新栄会ボウリング大会



串木野車友会ボウリング大会



平成30年度第2回薩摩北支部定例会及び荷主セミナー

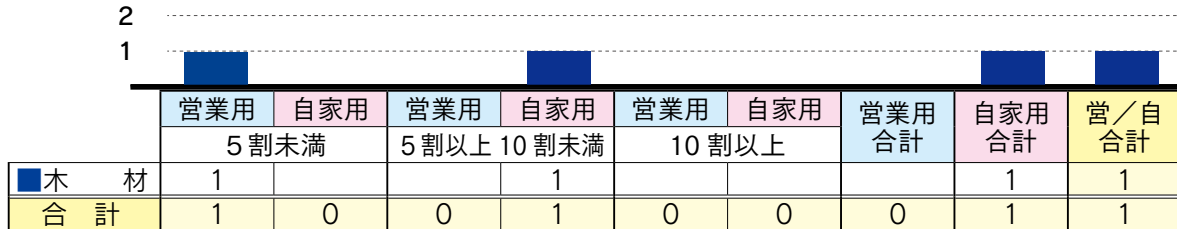


過積載違反状況

平成30年6月分

資料:鹿児島県警察本部

【積載物・違反取締状況】



5割未満が1件、5割以上10割未満の違反が1件ありました。

現場応急措置は0件、通行指示書の交付は2件でした。

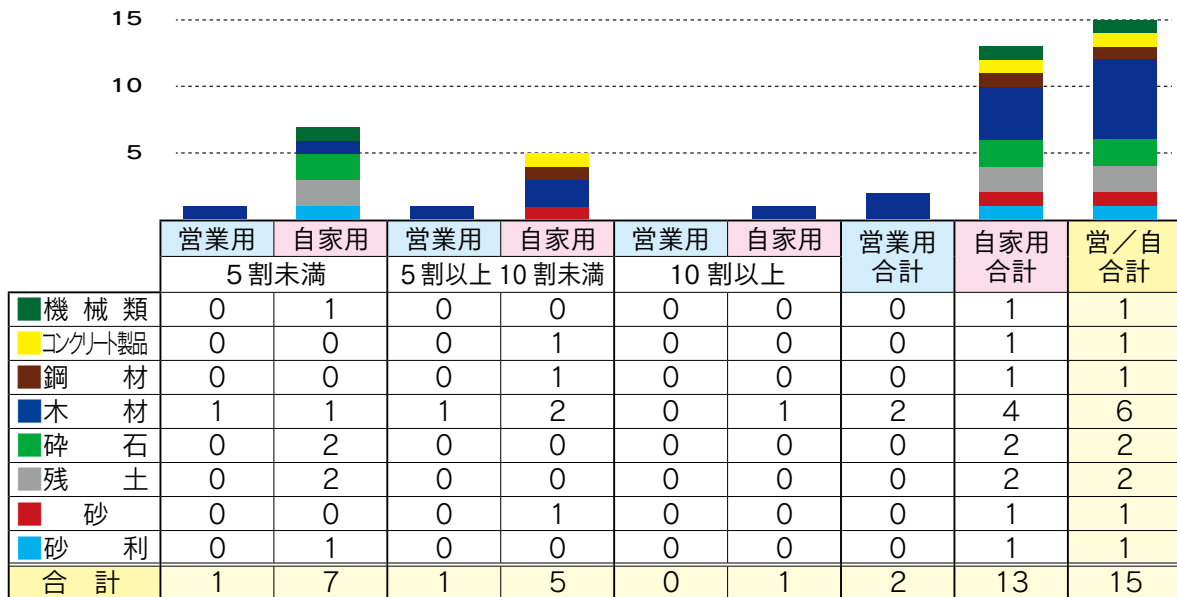
※現場応急措置とは、違反現場において積み荷の取り降ろしをさせた場合

※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合

過積載取締り状況(件数)

年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累計
H29	7	2	2	1	1	0	5	2	9	1	2	2	34
H30	6	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15

【積載物・違反取締状況 (H30.4 ~ H31.3)】



業種では建設業が6件です。

鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 (平成30年6月)

- 荷物に傷つけられたように破れている箇所があった。修理をするとのことであったが、謝罪もなく、納得がいくような修理ではなかった。
- 登坂車線から追い越し、砂埃を故意に巻き上げるなど危険な運転を行う車両がある。
- 車両の自宅への持ち帰りが改善されていない。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1 平成30年6月末現在の交通事故発生状況

県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成30年	2,922	26	3,439
平成29年	3,213	36	3,771
増減	-291	-10	-332

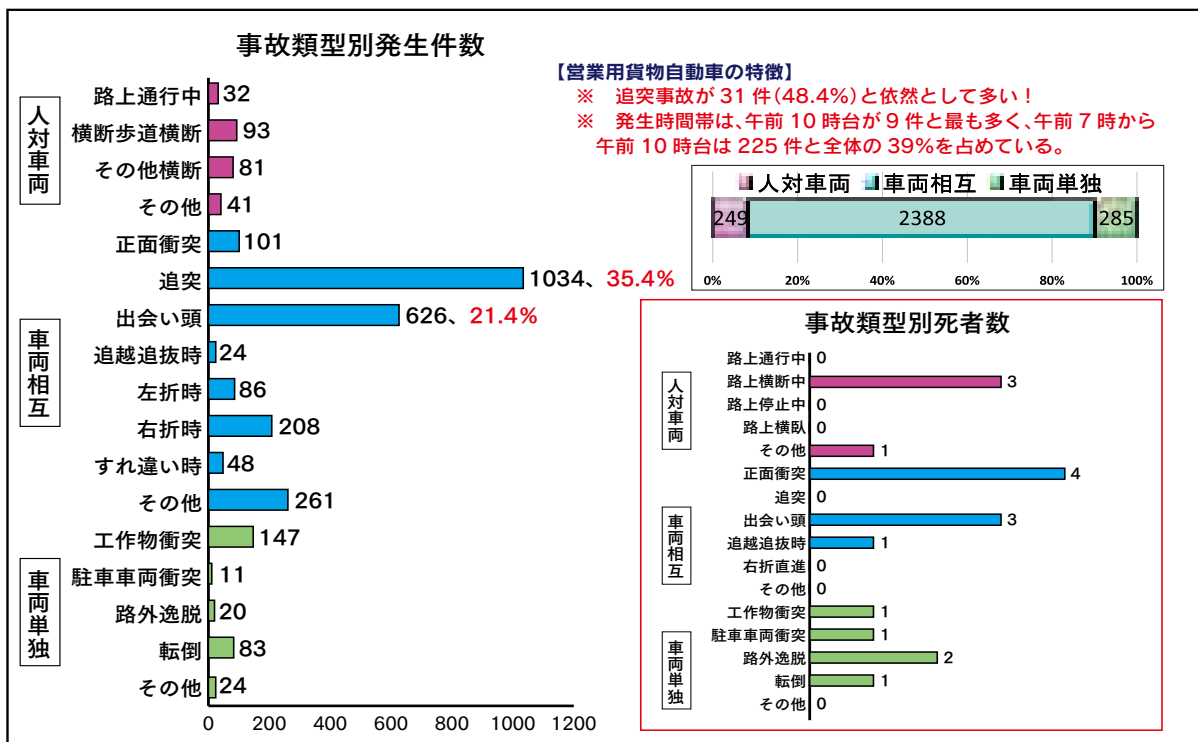
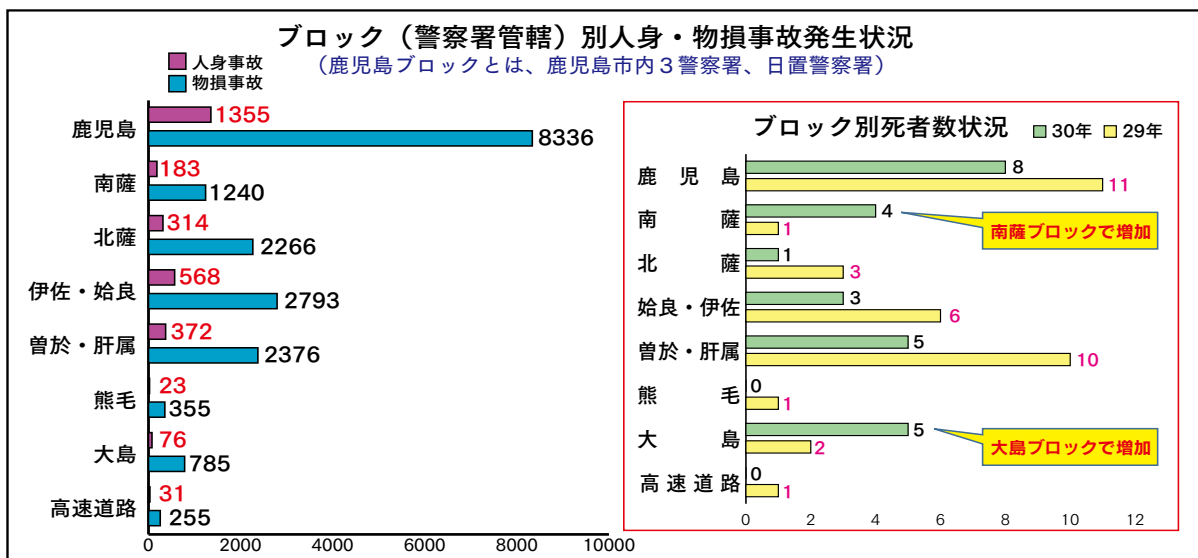
営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成30年	64	1	75
平成29年	66	1	71
増減	-2	±0	+4

※ 夏場は、熱中症や居眠り運転に十分注意しましょう!

追突注意

2 地域別・事故形態別の交通事故発生状況



軽油価格調査報告

(平成30年5月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	108.59	102.42	107.13

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X 日 鉱 日 石	109.68	101.63	109.23
出 光	109.07	102.21	108.78
昭 和 シ ェ ル	109.51	102.80	105.17
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	108.50	100.60	104.48
そ の 他	106.72	104.10	106.56

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

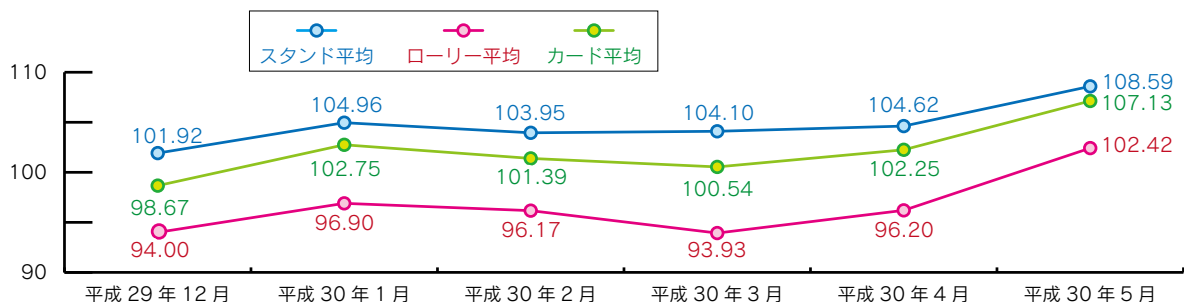
月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	108.93	102.32	107.25
30~50キロリットル未満	106.05	103.69	108.57
50~100キロリットル未満	105.00	102.08	106.95
100キロリットル以上		100.40	103.95

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	108.12	101.35	107.62
30~60日未満	108.46	102.82	106.29
60日以上	109.83	102.31	111.08

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

協会の動き

- ◆ 7月2日(月)・鹿児島労働安全衛生大会
 - 第2回大隅北支部役員会
- ◆ 7月3日(火)・適正化事業幹事会
 - 九州各県運輸青年部会長会議
 - 九州地区運輸青年部連絡協議会第1回役員会
- ◆ 7月4日(水)・商工中金協力会講演会並びに懇親会
- ◆ 7月5日(木)・第3回理事会・退任役員慰労会
 - 第3回正副会長会
- ◆ 7月6日(金)・九州・四国ブロック女性部会代表者会
 - 第1回(公社)全日本トラック協会女性部会全国代表者協議会
 - 鹿児島県高速道路交通安全協議会理事会
 - 鹿児島県高速道路交通安全協議会表彰受賞式
 - 鹿児島県高速道路交通安全協議会通常総会
- ◆ 7月8日(日)・第36回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会
- ◆ 7月9日(月)・第1回トラビジョン21委員会
- ◆ 7月10日(火)・労働災害防止に関する連絡会議(鹿屋労基署)
- ◆ 7月11日(水)・鹿児島県運輸事業振興助成補助金交付申請に係る事前審査
 - 第14回ベストエコドライブ・コンテスト実施に係るコース設定等打合せ会議
- ◆ 7月12日(木)・公共工事の土砂等運搬に関する要望書提出(大隅地区ダンプ部会)
 - 全ト協第219回常任理事会・第177回理事会合同会議、全ト政連夏季懇親パーティー
- ◆ 7月13日(金)・第2回薩摩中央支部定例会及び荷主セミナー
- ◆ 7月17日(火)・全ト協全国専務理事業務連絡会議
- ◆ 7月18日(水)・第2回路線部会定例会
 - 整備管理者「選任前」研修
- ◆ 7月19日(木)・公共工事の土砂等運搬に関する要望書提出(大隅地区ダンプ部会)
 - 第2回青運会トラックの日実行委員会
- ◆ 7月20日(金)・第1回労働・安全・環境対策委員会
 - 大分県青年部との交流会(青運会)
 - 第2回薩摩北支部定例会及び荷主セミナー
- ◆ 7月22日(日)・第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会
- ◆ 7月23日(月)・飼料・畜産輸送部会 労働安全セミナー
- ◆ 7月24日(火)・県交通安全県民運動推進協議会常任委員会及び県交通安全フェア実行委員会幹事会合同会議
 - 第2回鹿児島・種子屋久支部役員会
- ◆ 7月26日(木)・第2回人財・広報特別委員会
 - トラック運送事業者のための人材確保セミナー
 - 陸災防全国支部事務局長会議
- ◆ 7月27日(金)・全ト協広報業務担当者会議
- ◆ 7月28日(土)・第2回大隅南支部役員会
- ◆ 7月29日(日)・大隅北支部ボウリング大会
- ◆ 7月30日(月)・全ト協第11回経営改善・情報化委員会
- ◆ 7月31日(火)・第1回重量部会役員会
 - 適正化事業幹事会

協会の行事予定

- ◆ 8月1日(水)・第1回鹿児島県交通渋滞対策協議会
- ◆ 8月2日(木)・第2回経営・近代化促進委員会
- ◆ 8月4日(土)・キッズ未来フェスタ
- ◆ 8月7日(火)・全ト協第1回過労死等防止計画フォローアップWGに係る事前打合せ会
 - 全ト協第1回過労死等防止計画フォローアップWG
 - 第1回適正化事業対策委員会
- ◆ 8月8日(水)・全ト協平成30年度「緊急物資輸送担当者研修」(~10日)
 - 熊本県・宮崎県青年部との交流会
- ◆ 8月17日(金)・第1回女性部会役員会
- ◆ 8月18日(土)・運行管理者試験対策事前講習会
- ◆ 8月20日(月)・全ト協第55回適正化事業業務検討委員会(~21日)
- ◆ 8月21日(火)・第3回総務委員会
- ◆ 8月23日(木)・運輸支局鹿児島県陸運関係自動車事故防止推進協議会代表者委員会
- ◆ 8月24日(金)・長崎県トラック協会青年部新成会創立30周年記念式典
- ◆ 8月26日(日)・第1回運行管理者試験
- ◆ 8月28日(火)・第2回霧島支部役員会
- ◆ 8月30日(木)・全ト協第10回労働安全・衛生委員会
- ◆ 8月31日(金)・九州・沖縄ブロック適正化事業担当課長会議

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（平成30～31年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
平成30年 8月	18日(土)	運行管理者試験対策事前講習会	鹿児島県トラック研修センター
	26日(日)	平成30年度第1回運行管理者試験	鹿児島市
		運行管理者試験対策事前講習会	未定
9月	6日(木)	整備管理者「選任後」研修	鹿児島県トラック研修センター
	12日(水)	運行管理者等一般講習(NASVA)	鹿屋市中央公民館
	15日(土)	平成30年度交通安全セミナー	加音ホール
	20日(木)	平成30年度「トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナー」	川内文化ホール
	21日(金)	平成30年度「トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナー」	鹿児島県トラック研修センター
	27日(木)	運行管理者等一般講習(NASVA)	鹿児島県市町村自治会館
	27日(木)	荷役災害防止研修会	鹿児島県トラック研修センター
10月	9日(火)	運行管理者等一般講習(みゆき学園)	警友自動車学校
	11日(木)～13日(土)	運行管理者等基礎講習(串木野自動車教習所)	ホテルアクシアくしきの
	17日(水)	運行管理者等一般講習(NASVA)	鹿児島県市町村自治会館
	19日(金)	運行管理者等一般講習(NASVA)	鹿児島県市町村自治会館
	20日(土)	運行管理者等一般講習(串木野自動車教習所)	ホテルアクシアくしきの
	22日(月)	運行管理者等一般講習(みゆき学園)	警友自動車学校
	24日(水)	整備管理者「選任後」研修	奄美大島自動車整備振興会
	29日(月)	整備管理者「選任後」研修	鹿児島県トラック研修センター
	上～中旬	「トラックの日」フェスティバル2018	マリポートかごしま
未定	引越基本講習・引越管理者講習	未定	
11月	5日(月)	運行管理者等一般講習(みゆき学園)	警友自動車学校
	7日(水)	整備管理者「選任後」研修	南九州自動車整備協同組合
	10日(土)	第14回ベストエコドライブ・コンテスト	運転技能向上センター
	12日(月)～14日(水)	運行管理者等基礎講習(みゆき学園)	警友自動車学校
	15日(木)	整備管理者「選任後」研修	沖永良部漁業協同組合研修センター
	16日(金)	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	鹿児島県トラック研修センター
	17日(土)	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	大隅地区研修セミナー
	18日(日)	運行管理者等一般講習(みゆき学園)	警友自動車学校
22日(木)	整備管理者「選任後」研修	鹿児島県トラック研修センター	
12月			
平成31年 1月	9日(水)	整備管理者「選任後」研修	鹿児島県トラック研修センター
	16日(水)～18日(金)	運行管理者等基礎講習(みゆき学園)	警友自動車学校
	未定	県ト協主催時事講演会(1～2月)	かごしま県民交流センター(予定)
2月	25日(月)	整備管理者「選任後」研修	鹿児島市民文化ホール
	未定	リーダー研修会	鹿児島県トラック研修センター
3月			



第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会

日時 平成30年7月22日(日)
場所 鹿児島県トラック研修センター

目的

遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資すること。

後援

鹿児島労働局

入賞者

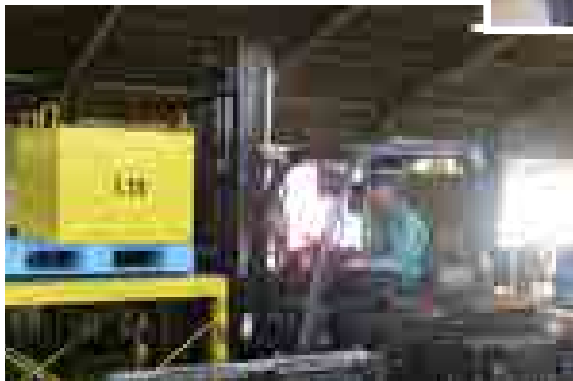
【一般の部】

祝 第1位 **米森 康之** 日本通運(株)鹿児島支店鹿児島海運事業所

祝 第2位 **中島 隆暁** 日本通運(株)鹿児島支店鹿児島新港事業所

祝 第3位 **村田 智行** (株)肥後産業鹿児島支店

実施要綱に基づき、一般の部 米森康之さん(日本通運(株)鹿児島支店鹿児島海運事業所)が9月23日(日)に中部トラック総合研修センターで開催される全国大会に出場します。ご活躍を期待します。



陸運事業場の安全衛生ご担当者様へ

荷役災害防止研修会のご案内

(ロールボックスパレット・テールゲートリフターの安全作業)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つで、陸上貨物運送事業においても多く利用されていますが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。

この現状を受け、ロールボックスパレット及びテールゲートリフター作業をメインテーマとした荷役災害防止研修会を開催することとしました。当該作業に従事する方はもちろん、管理者の皆さまには積極的なご参加をお待ちしています。

～研修会の主な内容～

1. **開催日時** 平成 30 年 9 月 27 日 (木) 13:30 ~ 16:30
2. **開催場所** 鹿児島県トラック研修センター 2 階大講堂
3. **定員** 約 50 名程度 (先着順)
4. **参加費及びテキスト代** 無料
5. **申し込み方法**



下記参加申込書にご記入の上、下記まで FAX でお申込みください。
(なお、受講票等は送付しません。)

6. **その他** 本研修会を受講された方には、「修了したことを証する書面」をお渡しします。

陸災防鹿児島県支部 FAX : 099-261-3113

荷役災害防止研修会 参加申込書

(ロールボックスパレット・テールゲートリフターの安全作業)

参加者氏名	ふりがな	ふりがな
事業場名	(業種 :)	
所在地	〒 -	
電話・担当者氏名	TEL () -	ご担当者
担当者メールアドレス		
陸災防メールマガジン のご案内	当協会では、月に 1 度の電子版広報誌及び安全衛生に関するメールマガジン (月数回) を無料で発行しています。上記のメールアドレスを登録させていただいてもよろしいでしょうか?ご不要の場合は、チェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 不要	

○参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会および当協会からの情報提供以外は使用しません。



業務災害補償制度のお知らせ



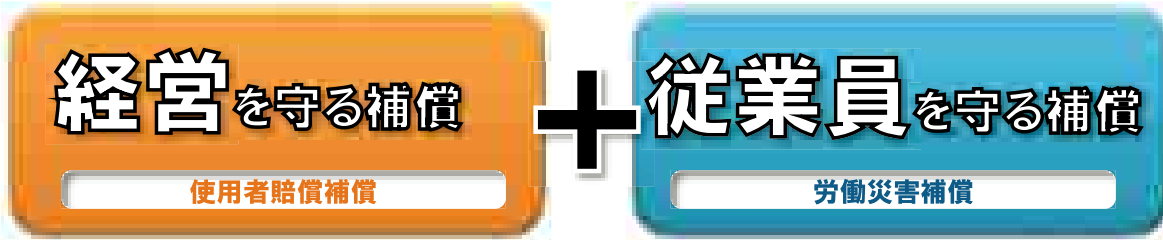
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会員の皆さまへ
Land Transportation Safety & Health Association

業務災害補償制度

労災は減らしたい、でも万が一起こってしまったら...

特長1

2階建ての手厚い補償で「経営」と「従業員」をお守りします



特長2

ケガだけでなく、過労死やうつ病等の新型労災も対象となります

・近年増加している経営側への賠償請求にも手厚い補償でお応えします。

特長3

保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いします

・政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。

※精神障害、脳・心疾患による死亡・後遺障害・休業補償保険金のお支払いは政府労災の認定が必要です。

特長4

企業を保険金受取人とすることができます

・災害補償規程などがある場合、その内容に基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金としてお支払いします(災害補償規程などがない場合は補償対象者に直接お支払いします)。

特長5

売上高方式で保険料を算出します

・パート・アルバイトを含む全従業員、備車運転者、派遣労働者、構内下請負人の方々も幅広く補償します。

特長6

保険料は個別加入より**30%割安**です。

また加入者ごとの割引もあります

・団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

このような判例が出ています。

超過勤務による会社・代表取締役・常務取締役に対する損害賠償

判決日	平成18年4月26日（東京地裁）
判決認容額	約5,044万円
事案の概要	トラック運転手であった故Aが高速道路を走行中、前方の大型貨物自動車に追突して死亡したのは、勤務会社、代表取締役及び常務取締役が超過勤務をさせたためであるとして、連帯しての損害賠償責任が認められた事案です。
主な争点	①安全配慮義務違反の有無 ②安全配慮義務違反と事故との因果関係
結論	①勤務会社では、労使間の協議により時間外労働に関する協定が締結されておらず、就業規則も存在しなかったにもかかわらず時間外労働をさせており、故Aは、事故前43日間で101時間25分の時間外労働をしていた。勤務会社ならびに運行管理の責任者である常務取締役は労働時間を管理して遵守すべき義務に違反した過失があるとされ、代表取締役はトラック運転手が時間外労働を行っていることを熟知していたにもかかわらず、常務取締役を指揮監督して従業員であるトラック運転手の運行管理を適正化させ、その健康に配慮すべきであったのにこれを怠った過失があるとされた。 ②長時間労働に加え、不規則な勤務もあり、上記43日間で、自宅で休養できない日は18回あり、トラック内で睡眠をとるなど、故Aが重度の疲労状態により、注意力散漫・緊張低下状態に至り、本件事故が発生したと認められ、相当因果関係があるとされた。
本件のポイント	●会社だけでなく代表取締役と常務取締役の個人の損害賠償責任も認められた。 ●勤務会社と常務取締役は労働基準法に基づき罰金刑に処されている。

引用 東京地判平18.4.26 労判930号79頁

長時間労働に対する安全配慮義務違反による損害賠償

判決日	平成13年2月19日（大阪地裁）
判決認容額	約4,649万円
事案の概要	配送トラック運転手であった故Aが、勤務中駐車場に停めていたトラックの運転席で意識不明の状態に倒れ、急性心不全により死亡したのは長時間労働を放置したとして、勤務会社の安全配慮義務違反による損害賠償責任が認められた事案です。
主な争点	①業務と死亡との相当因果関係の有無 ②安全配慮義務違反の有無
結論	①自動車の運転は精神的緊張を伴う上、故Aは拘束時間が7年以上にわたり早朝から夕刻まで1日13時間を超え、かつ配送時間の厳守や積み降ろし作業、1ヶ月に3日程度の休日など慢性的な疲労状態であった。その後、故Aの要望により、事故発生の4日前に新業務に変更となり、走行距離、拘束時間ともに短くなったが、新業務になった直後は運転車両や配送方法の変更等もあり、相当の精神的ストレスがあったものと認められる。そのような状況下で、故Aの有していた冠動脈硬化を、自然的経過を超えて急激に著しく促進させたため、急性心筋梗塞により、本件発症に至り、その結果死亡したと認められるのが相当である。 ②勤務会社は、業務が過重であったことを容易に認識でき、過重な業務が原因となって、故Aが、心筋梗塞などの虚血性心疾患を発症し、ひいては故Aの生命・身体に危険が及ぶ可能性があることを予見し得たにもかかわらず、健康を損なうことがないよう注意する義務に違反したとした。
本件のポイント	●故Aの希望により担当業務を変更したが、定期的に遅すぎ、安全配慮義務違反を問われた。 ●過重労働の蓄積による慢性的な疲労に精神的ストレスが加わったのが心疾患の原因とされた。

引用 大阪地判平13.2.19

詳しい内容は、取扱代理店または損害保険ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。

【お問い合わせ先】取扱代理店
鹿児島市浜町1-8 日本通運ビル3F
福岡日通商事(鹿児島営業センター) 担当 小森
電話 099-224-2184 FAX 099-224-7364

【引受保険会社】



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【担当営業店】
損害保険ジャパン日本興亜(株)
鹿児島支店法人支社
担当:篠村 099-812-7504
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【募集文書作成担当店】

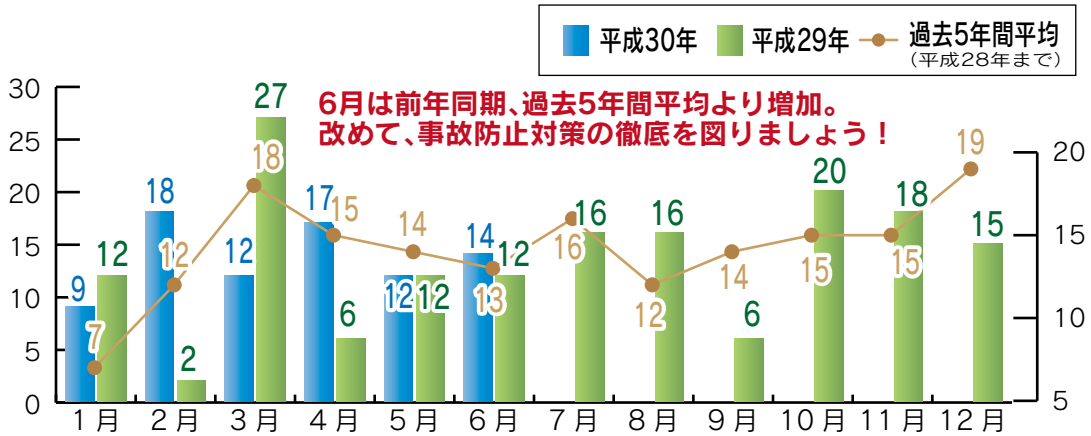
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
物流開発部営業第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL:03-3231-3545

(SJNK17-13057 2017.10.18) (17100577) 503853 - 0100

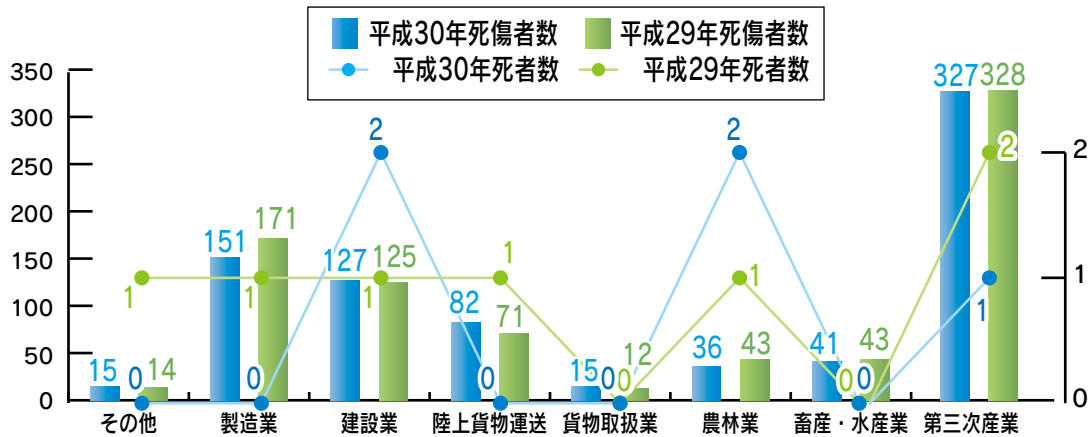


鹿児島県内における労働災害の発生状況

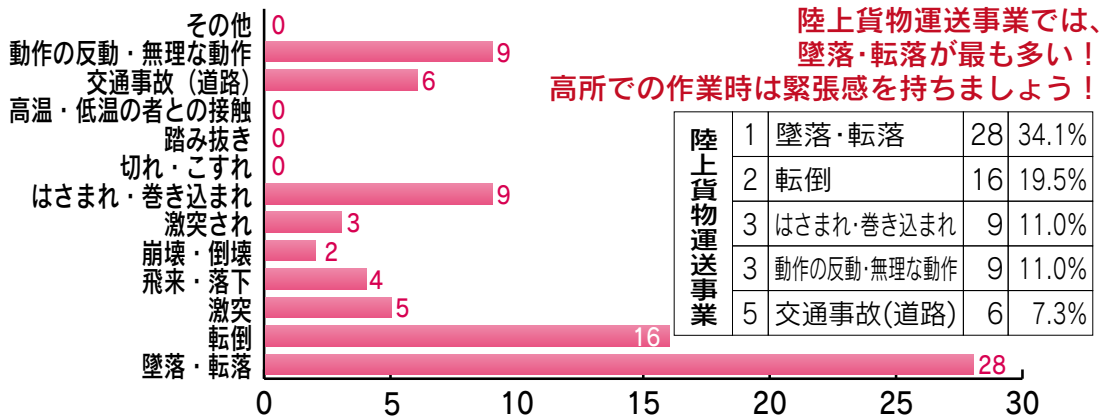
陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（平成30年6月分）



県内業種別死傷災害発生状況（平成30年6月分）



県内の死傷災害形態別発生状況（平成30年累計）



掲示用

平成29年の交通事故統計分析結果

～車籍別・事業用トラックが第1当事者となった死亡事故～



全日本トラック協会はこのほど、事業用トラックが第1当事者となった死亡事故件数を、都道府県ナンバー別(車籍別)に1万台当たりの数値に換算し、平成26年～29年の4か年の推移を示したデータを公表した。

それによると、全国平均では、26年が2.7件、27年が2.5件と年々減少傾向をみせ、28年に引き続き29年も2.1となったが、全協は「トラック事業における総合安全プラン2020」において、死亡事故件数目標を全国平均で車両1万台当たり「1.5件」に設定しており、今後、各都道府県トラック協会においては、数値目標を達成できるよう、さらなる交通事故

防止対策に取り組むことが求められる。

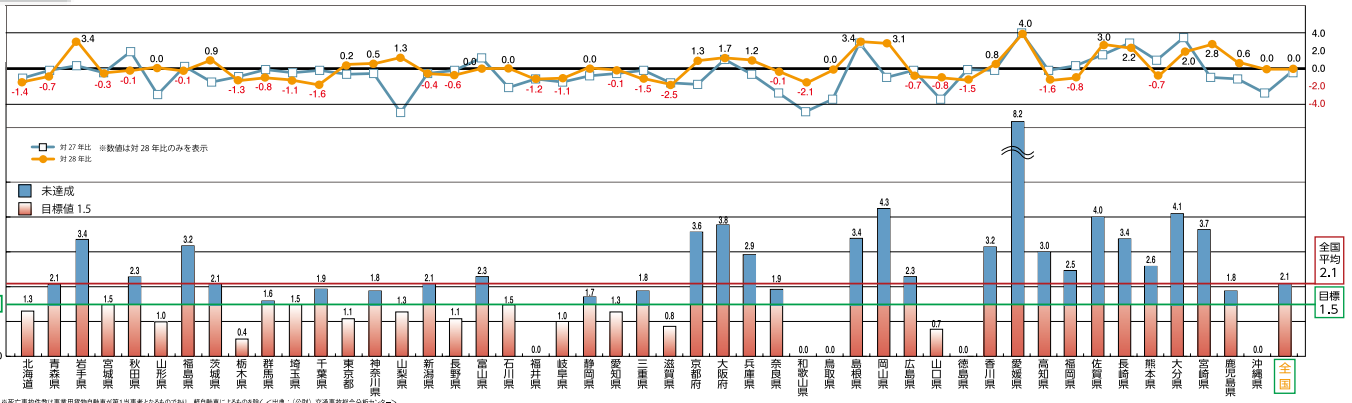
データを都道府県別にみると1.5件の数値目標をクリアできたのは18都道県で、特に福井県、和歌山県、鳥取県、徳島県、沖縄県はゼロを達成し、鳥取県と沖縄県は2年連続。

車籍別の発生状況では、車籍地(県内)での死亡事故は107件、他県での死亡事故は163件となっている。

なお、このデータは全協ホームページ内「平成29年の交通事故統計分析結果(確定版)」に掲載されており、ダウンロードが可能。

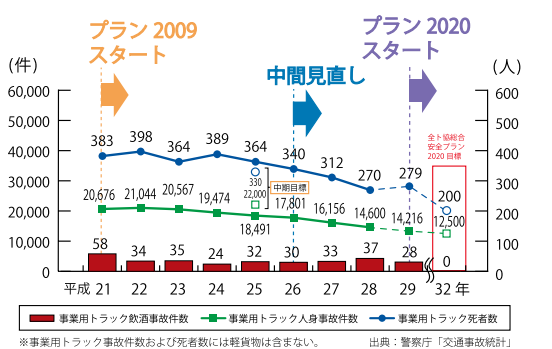
車籍別

車両1万台当たりの死亡事故件数



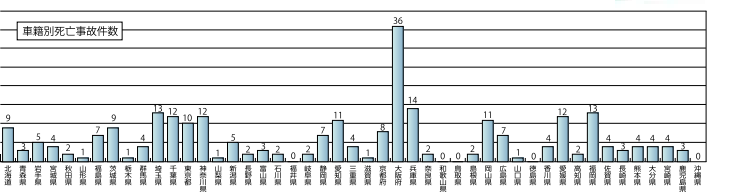
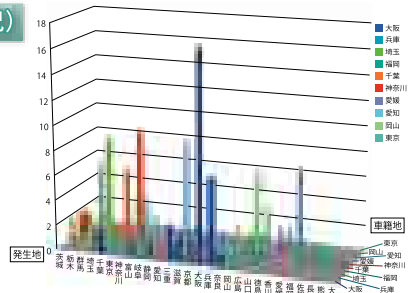
「トラック事業における総合安全プラン2020」と目標値達成状況

人身事故件数が減少傾向にある中で、飲酒運転による交通事故件数も減少したが、死者数は増加となっている。特に、死者数は5年ぶりに増加しており、関係者一丸となって事故防止対策に取り組む必要がある。



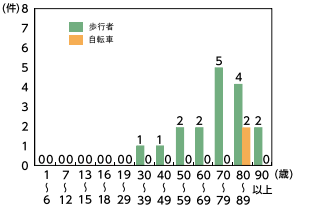
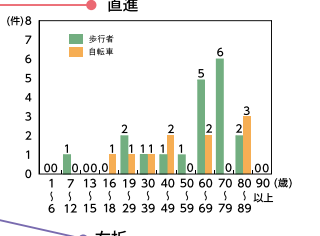
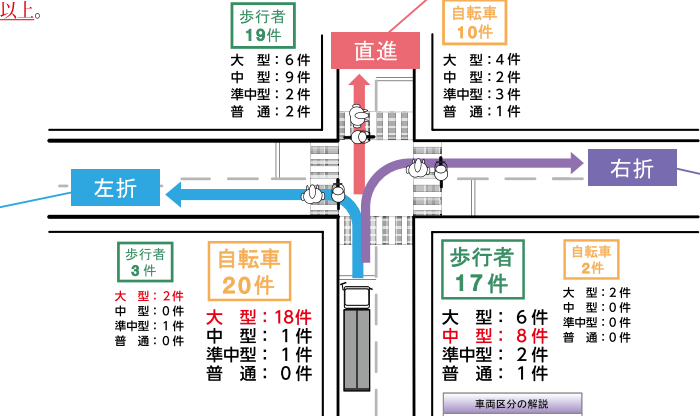
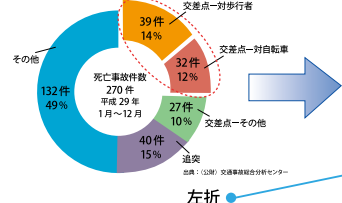
死亡事故データ(車籍別発生状況)

ワースト順位	車籍地	件数	割合 (%)	発生地内訳(件)	他県	他県 (%)
1	大阪	36	13.2	17	19	52.8
2	兵庫	34	12.5	21	7	59.0
3	埼玉	13	4.8	0	13	100.0
3	福岡	13	4.8	3	10	76.9
5	千葉	12	4.4	1	11	91.7
6	神奈川	12	4.4	9	3	25.0
7	愛媛	12	4.4	7	5	41.7
8	愛知	11	4.1	8	3	27.3
8	岡山	11	4.1	6	5	45.5
10	東京	10	3.7	1	9	89.9
11	北海道	9	3.3	0	9	0.0
11	茨城	9	3.3	1	8	88.9
13	京都	8	3.0	4	4	50.0
14	福岡	7	2.6	3	2	28.6
14	静岡	7	2.6	3	4	100.0
14	広島	7	2.6	3	4	57.1
14	その他	7	2.6	3	4	68.4
合計		270	100.0	107	163	68.4



交差点における死亡事故(対歩行者・対自転車別)

- 直進時の死亡事故：対歩行者は約7割が60歳以上、対自転車は5割が60歳以上。
- 左折時の死亡事故：対自転車は小学生から70歳代まで幅広い年齢層。
- 右折時の死亡事故：対歩行者は約8割が60歳以上。



左折時は自転車に注意!!

右折時は歩行者に注意!!

※本統計データには軽自動車は含まない

●ご回覧をお願いします。



トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131

☎099-261-1167

URL／<http://www.kta.jp>

E-mail／kentora@kta.jp

印刷／浏上印刷株式会社
